



和光市における学校・家庭・地域の連携・協働を
支える社会教育の役割について

答 申



和光市社会教育委員会議

令和4年3月14日

はじめに

令和3年7月28日に和光市教育委員会教育長より和光市社会教育委員会議に対し、「和光市における学校・家庭・地域の連携・協働を支える社会教育の役割について」の諮問が行われた。

少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しく変化する社会環境の中で、地域における支え合いの希薄化、教育力の低下、あるいは家庭の孤立化などの課題が指摘され、学校においては、いじめや不登校、貧困など子供を取り巻く問題が一層複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の観点からも社会総がかりで対応することが求められている。

このような社会状況を踏まえ、和光市においても、各団体・機関との連携による地域ぐるみの活動に係る地域連携や活動の広がり難しさがみられること、また、コミュニティ・スクールの推進に課題があること等が諮問の理由とされている。

諮問においては、和光市における、豊かな地域教育の創造を推進していくための、「学校・家庭・地域における新しいつながりの在り方について、行政と市民が円滑に連携・協働を推進していく組織的・継続的な仕組みづくり」、「コミュニティ・スクールに係る連携・協働体制の確立と機能性と効果的な活動を推進していくこと」が喫緊の課題とされ、今後の地域コミュニティの再構築、地域教育力の活性化に向けた社会教育の果たす役割について審議が要請された。

国の動向を振り返ると、平成27年12月21日に中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられ、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備することや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一層の推進を図るため、制度面・運用面の改善や財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じること等が提言されている。

文部科学省では、この答申等の内容を推進していくため、具体的な施策と工程表をまとめた『次世代の学校・地域』創生プラン」を平成28年1月25日に策定した。

これを踏まえ、平成29年3月に学校と地域の組織的・継続的な連携を可能とする協議会について、さらなる活動の充実と設置の促進を図る必要があるとの認識のもと、必要な制度の見直しを行い地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）が改正され、市町村に設置の努力義務が課された。さらに、社会教育法の改正が行われ、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に推進されるよう、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する整備を行い、両法とも平成29年4月1日に施行された。

平成30年12月21日には、中央教育審議会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」が取りまとめられ、地域における社会教育が目指すものとして、「社会教育」を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が掲げられ、新たな社会教育の方向性として、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍を基にした「開かれ、つながる社会教育の実現」が提言されている。

この中で、地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働が示されている。

和光市社会教育委員会議は、令和3年12月までに4回の専門部会を開催し答申素案を作成するとともに、令和4年1月第2回社会教育委員会議にて、答申素案を審議した。更に、令和4年2月に第5回専門部会を開催し、答申案を取りまとめ、令和4年3月第3回社会教育委員会議にて、和光市教育委員会教育長に答申を行う。

社会教育は本来、学びを通してよりよい社会を形成することに役割があり、社会や一人一人の市民を取り巻く環境が大きく変化する中で、個人の学びの支援はもとより、地域社会の課題に対応していく社会教育の在り方が求められている。¹

また、今日的な社会教育の課題として地方創生に係る取組があり、この地方創生の円滑な推進こそが地域社会の維持に不可欠であることから、和光市では、次世代を担う地域人材の育成、新たな流入人材との絆づくりや活用、地域人材定着のための魅力ある地域づくりや地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの推進、市民の学びの成果を地域社会に還元する仕組を充実し、協働を通して社会の多様なニーズに対応できる社会教育の整備を図っていく必要がある。²

このため、第1章では「和光市の社会教育の現状と課題」について、整理するとともに第2章では、和光市教育振興基本計画の基本理念である「生涯にわたる自発的な学びと、健やかな人生の実現を支援する教育」の実現に向け、特に、基本方針「2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進」「3 福祉、コミュニティ施設との密接な連携による地域・家庭教育の推進」について具体的な提言を行い、和光市教育の進展に寄与し、和光市の社会教育の充実に資することとした。

¹ 大久保昭男 2021『はじめに』「和光市教育振興基本計画」（和光市教育委員会）

² 大久保昭男 2021『はじめに』「和光市教育振興基本計画」（和光市教育委員会）

第1章 和光市における社会教育の現状と課題

第1節 社会教育委員会議

社会教育委員の設置は、社会教育法第15条に規定されており、同法17条にその職務が規定されている。

和光市社会教育委員会議は、和光市社会教育委員設置条例及び和光市社会教育委員選出要領を踏まえ、15名の委員により構成されており、和光市社会教育委員会議規程に則って、年2～3回開催されている。会議では、社会教育に係る前年度事業報告並びに新年度事業計画の審議や社会教育団体への補助金支出に係る承認、市の社会教育全般について助言を行っている。

ここ数年の会議を振り返ってみると、会議の開催回数が少ないこともあり、社会教育事業の報告や計画の説明を受ける時間が長く、社会教育の在り方などについて審議する機会が限られていた。市の社会教育行政の理解という点では有意義ではあったが、時代に応じた情報の共有や審議を深めていくための時間確保が十分にできない状況が続いている。

審議では、各回ごとにテーマが異なっていることもあり、審議内容を深め、各委員が所属団体・組織に持ち帰り、それぞれの団体・組織の活動に資することが難しい状況でもあった。また、公民館運営審議会や図書館協議会との関連が明確とはいえず、社会教育の拠点ともいえる公民館や図書館の運営等について、討議される機会もほとんどなかった。

審議の結果は、社会教育行政の指針とする³とされているが、行政の具体的な取組として、施策に反映されたり、具体的に効果を表したりしていることが捉えにくい状況が見られた。

また、社会教育委員会議として、関係団体に委員の推薦を行ってきたが、社会教育委員会議において、各委員からの活動報告の機会を設けてこなかったことは、市の社会教育に関係する情報共有や団体・組織の連携を進める上で課題のひとつであると捉えられる。

社会教育委員は、7月1日より2年間の委員委嘱期間のため、前年度委員の最終会議が6月に設定されており、新年度委員の最初の会議が7月となっていることから、いずれの会議にも事務局から新年度事業計画の説明をするため、会議内容が重複するなどの課題がある。

第2節 公民館

和光市では、3つの公民館にいずれも市の職員が配置され、これまで運営を進めてきた。各公民館ともに、建設から数十年が経過し老朽化が顕著に進んでおり、施設・設備の面では、「バリアフリー化」などの課題が挙げられている。

令和元年度の利用者は、3館合計で18万2千人ほど（令和2年はコロナ禍の影響により8万人弱）、利用団体数は274であり、平成26年度から、利用者数・利用団体数は、ほぼ横ばいの状況となっている。

市民アンケート⁴によれば、公民館を月に数回利用している市民は約12%であり、利用目的は、自主サークル活動が42.6%、公民館主催の講演会や行事への参加が27.7%である。

³ 社会教育委員会議会議録（平成30年度第1回、第2回・令和元年度第1回、第2回）

⁴ 「和光市教育に関するアンケート調査」 令和3年2月（和光市教育委員会）

公民館利用者には、サークル活動で利用する60歳以上の方が多くみられ、利用者が固定している状況が捉えられる。

一方、公民館を全く利用していない市民は70.4%であり、その理由は、「仕事が忙しく活動できない」が37.5%、「活動にあまり関心がない」が33.9%である。

また、利用目的がない、場所がわからない、何をしたいかわからないという回答も見られた。児童生徒・若年層・子育て世代の利用が非常に少ない状況ともなっている。

これらの状況から、公民館は、利用者の年齢層が偏っており、地域住民のサークル活動などの取組を支援するため地域住民に場所等を提供する会場提供が事業の中心となっていることが捉えられる。生涯学習振興の観点から考えると、高齢者層を中心とした趣味・娯楽などのカルチャー的な活動の場の提供は、公民館の役割でもあるが、あくまで地域に密着した公民館事業の一面に過ぎない。

また、公民館主催講座が基本的に前年度踏襲のかたちで実施されており、社会の変化、時代の要請に応じた事業が少ないことも利用者から見れば魅力を感じられない理由になっているという見方もできる。今年度事業計画には、新たに計画した講座も見られるが、社会教育法第20条に規定されている「実際生活に即する教育」（日常生活上の課題についての学習や産業教育、職業教育など、実際その地域住民や郷土にとって最も必要な教育）という視点から考えてみると、公民館主催講座がカルチャー化していることは否めない。

主催講座の円滑な実施や参加人数の増加が事業の目的となり、学びをとおして地域住民の生活文化を高めるための時代に応じた事業計画作成という本来の目的から乖離した状況は、早急に改善を図っていく必要がある。

10年後、20年後には、利用者の減少、活動の停滞が予想され、公民館が、人口減少社会における地方創生の学びの拠点としての本来の機能を発揮することが難しくなる状況が予見される。

市民アンケートによれば、公民館には、子供たちの活用の促進、事業や講座の充実、広報や情報提供の充実、地域活動との連携・協働の推進について、期待が寄せられている。

コロナ禍では、やむを得ず活動制限、利用定員減、臨時休館等の対応をとらざるを得ない状況となったが、公民館はやはり開館してほしいという市民の声も多くきかれる。公民館に寄せられる市民の大きな期待に応えるために、「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の拠点として公民館の今後の在り方について検討していくことは喫緊の課題であり、この点については、後述していくこととする。

第3節 図書館

和光市には、本館と平成28年に開館した下新倉分館の2つの図書館施設がある。本館は開館から38年が経過し、建物の老朽化が課題となっている。和光市の図書購入費は、平成28年度に下新倉分館が開館したこともあり、比較的充実してきているが、人口一人あたりの蔵書冊数は少なく、市民の要望に十分応えることができない状況となっている。

令和元年度の利用者は、本館が24万1千人ほど（令和2年は14万人強）、分館は、4万5千人ほど（令和2年は2万9千人強）である。登録者は平成26年度以降毎年2～4%増加しているが、利用者数は、本館・分館ともにほぼ横ばいの状況

となっている。また、分館は昼間の利用者が少ない傾向が見られる。

市民アンケートによれば、図書館を月に1回以上利用している市民は約16%であり、利用目的は、「趣味や教養に役立てる」が76.6%、「仕事や生活に役立つ情報を得るため」が50.6%、「自分の調査・研究に関わる文献等を利用する」が23.4%となっている。図書館行事への参加は5.2%である。

一方、図書館を全く利用していない市民は48.4%であり、その理由は、「インターネットで調べたりできる」が64.9%、「場所が不便だ」が45.5%、「必要な書籍は自分で購入するから」が40.3%となっている。

また、時間がない、勤務先や他の自治体を利用している、席が少ないという回答も見られた。図書館利用者は、女性の割合が多く、なかでも30、40歳代の女性が多い。高校生世代の利用は少なくなっている。

市民の利便を図り、一層の図書利用を促すため、各公民館に図書館資料の館外配置を進めてきており、3つの公民館に市の所蔵資料数の7.7%にあたる18,000冊を超える図書を配置している。

平成30年3月、将来像を「みんなで育てる 身近な図書館」～地域コミュニティを支える情報拠点を目指して～をテーマとして、平成34年度までの5年間に渡る第2次和光市図書館サービス計画を策定している。この計画は、各施策に取組年度と5年後に目指す定性的目標と定量的指標が設けられ、PDCAサイクルにより、進められることが明示されている。

平成29年に実施した市民アンケート⁵を基にした課題は、所蔵資料・貸出数が少ないこと、利用者の年齢・性別・地域に偏りがあること、職員の資質向上の3点が挙げられている。図書館協議会より令和3年8月に答申された「第2次和光市図書館サービス計画（令和2年度）の取組状況及び評価について」によれば、各施策は「適切」「概ね適切」の評価を受けており、電子書籍導入及び本館新設の検討、司書資格を有する職員の採用が提言されている。

第4節 生涯学習課事業

生涯学習課には、生涯学習担当と文化財保護担当があり、生涯学習の推進や文化財の調査・保護・活用のために、和光市民大学、わこう市政学習おとどけ講座、子ども大学わこう、新倉ふるさと民家園運営、午王山遺跡史跡整備等の事業を実施している。また、児童や青少年の居場所づくりの一つとして、放課後子供教室事業にも取り組んでいる。

令和2年度社会教育委員会議では、「わこう市政学習おとどけ講座・和光市民大学を充実させるために」を協議テーマとし提言した。生涯学習課では、事業内容の改善に努め、市民大学では、会場の変更、受講申込の緩和、プログラムの構成の工夫を進め、おとどけ講座では、広く市民に利用を促すため周知に努めている。

「子ども大学わこう」は、学校では学ぶことが難しい内容を各分野の専門家から直接学ぶことにより、子供たちの知的好奇心を刺激し、主体的に学びに取組もうとする意欲を養うことをねらいとして、「はてな学」「ふるさと学」「生き方学」の3分野の講義で構成されている。今年度、第11回目を迎え、これまでの卒業生は延べ300名を超える。

新倉ふるさと民家園は、移築復元した和光市指定文化財の「旧富岡家住宅」を保

⁵ 「みんなで育てる身近な図書館」を目指して（第2次和光市図書館サービス計画

2018～2022）P.60 平成30年3月（和光市図書館）

存しながら、ふるさとの伝統文化を学び継承する場として、管理・運営を市と市民団体「和光市古民家愛好会」が協働して行っている。

午王山遺跡史跡整備については、地権者からの同意を得て、国史跡指定地の追加指定の意見具申を進めるとともに、地権者と協議し、史跡の有償譲渡による公有地化を進めている。令和2年度から、午王山遺跡保存活用計画策定委員会による検討をもとに和光市午王山遺跡保存活用計画を策定している。

生涯学習課事業は、市の生涯学習を推進するための中核となる事業であり、事業を通して、和光市教育振興基本計画の基本方針2「地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進」のため、市の歴史や伝統文化、自然環境などの地域の特性に触れる機会を通して、地域への愛着と誇り（シビックプライド）を育むとともに、高度な研修・研究機関が立地する和光市ならではの知的資源の積極的な活用を図り、専門性が高く個性的で多彩な学習機会を提供することにより、生涯にわたる学びの継続を支援できる社会教育を実現させることが求められている。

「和光市民大学」、「子ども大学わこう」両事業では、これまでの取組を基に国の研究機関等との連携を図り、市民ニーズを踏まえた事業が着実に進められているが、生涯学習指導者等を派遣する「わこう市政学習おとどけ講座市民講師編」は、利用者数も少ないことから、改善を要する事業と捉えられる。

また、市民アンケートによれば、「歴史や文化は、市の貴重な財産として保護をしていく」という回答は、40.9%、「歴史や文化を学べる場をつくる」は、37.1%、「次世代にしっかりと引き継いでいく」は、25.2% となっていることから、新倉ふるさと民家園の運営や午王山遺跡保存活用などはいっそう取組の充実が求められている。

放課後子供教室推進事業は、令和3年度より「わこうっこクラブ・子ども教室」を事業者による指定管理者制度による運営に移行しており、生涯学習課は、事業者への支援に努めている。「子ども教室」は、社会教育法第5条第13号に規定される事業であり、今後、さらに地域人材による事業の充実が求められている。

第5節 スポーツ・青少年事業

スポーツは、心身の健康増進に寄与するためだけでなく、スポーツを介して、地域や仲間とのつながりを生み出すなど、市民の健康づくり、生きがいづくり、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たすことが期待されている。

本市では、すべての市民がスポーツに関わる「一市民一スポーツ」を最終目標とする「和光市スポーツ推進計画」を平成25年12月に策定し、平成30年3月の「和光市スポーツ推進計画（改訂版）」に基づき、スポーツ事業が進められている。

この計画では、①「するスポーツ」、②「観るスポーツ」、③「支える」スポーツ、④「スポーツ活動の場づくり」の各施策の推進を図るとともに、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進員、地域団体等との連携・協働を進めている。

現在、市民に提供している市内のスポーツ施設等は計24施設となっており、年間に延べ46万人以上が利用し、年々増加している。⁶また、本年度からアーバンアーク公園（愛称：和光スポーツアイランド）及び広沢複合施設わびあ（市民プール）が全施設運営開始となることから、更なる利用者の増加が見込まれている。

一方、連携を支える団体には、加入人数に減少傾向が見られるなどの課題があり、具体的な対応が求められている。

⁶ 「和光市教育振興基本計画」P.30 （和光市教育委員会）

市民アンケートによれば、市のスポーツ施設や事業などの取組について、「施設や設備の充実を図ってほしい」が42.1%、「運動施設の拡充を図ってほしい」が、34.0%と上位を占めているが、「さまざまなスポーツ団体の活動内容をもっと分かるようにしてほしい」が26.4%、「誰もが楽しめるような運動を普及してほしい」が、23.3%、「地域のつながりができるようなスポーツを推進してほしい」が、20.8%、であり、広報の充実や新たなスポーツ活動の推進が期待されている。「一市民一スポーツの取組を充実してほしい」は4.4%であり、市民に対する施策の浸透が図られていない状況となっている。

青少年が地域と関わる機会が減少している傾向にあり、青少年育成活動に対する問題意識に地域差が見られるため、地域の実情に応じながら、地域に関わりやすい環境や仕組みによる青少年の育成が必要である。

青少年を取り巻く課題に対し、地域資源の活用や福祉施策との連携が求められている。

第6節 地域活動団体・市民活動団体

和光市でも、高齢化や核家族化の進行、個人のライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域でお互いに支え合うといった機能が低下し、地域コミュニティの形成が困難な状況となってきている。

これまでのコミュニティは、自治会をはじめ、婦人会、青年団、子供会などの地縁団体が主な担い手として活動を推進してきた経緯があり、地域社会における「人のつながり」を形成してきた。

しかし、首都圏のベッドタウンの役割を担う本市では、昼夜人口の乖離、自営業の減少、サラリーマンの増加等、勤労世代が昼間は生活エリアに居ないことが、地域コミュニティ形成の難しさに拍車をかけており、自治会加入率も低下してきている。特に、本市は人口の流出入が激しく、単身者も多いことから、地域活動への参加意識が高まりにくいといった点が指摘されている。

このような中で、市内では、さまざまな団体が青少年の健全育成、子育て支援、高齢者支援、市民文化の振興、市民協働の推進等に力を尽くしており、社会教育委員会会議においても、関係団体の代表者からその取組や課題が報告され、共有されている。近年では、新たな社会課題に係る自主団体が誕生し、活動を進めている例も見られる。公民館新規登録の諸団体をはじめとして、比較的若い年齢層の地域活動も進められてきた。一方で、これらの団体のつながりは薄く、協働を進める上で、コーディネート機能の充実が求められている。

コロナ禍により、活動の中止を余儀なくされ、活動の再開を心待ちにする様子や、組織の高齢化により、今後の組織の維持、活動の推進を心配する声も聞かれている。若い世代の参加が少ないことが課題となっている団体もあり、団体には、それぞれ特有の課題がある。デジタル環境を活用し、Web会議やコミュニケーションツール等新たな取組を進める団体も見られ、新たな活動の方向性も示唆されているが、改めて、人と人とのつながりや交流の大切さが見直され、Withコロナを踏まえた活動が推進されつつある。

第7節 学校・家庭・地域の連携・協働

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、地域住民や保護者等が学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしてい

こうとする意識の高まりを学校が的確に受け止め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みとして意義を持っている。

和光市では、平成30年度に市内全小・中学校がコミュニティ・スクールに指定され、各学校では年3～4回、学校運営協議会を開催している。学校運営協議会委員は、自治会長、PTA・保護者会関係者、学校応援団関係者、各学校のおやじの会・おふくろの会の代表者、民生委員・児童委員、その学校に係る元職員等で構成され、学校経営方針の承認、学校運営状況の相互理解、学校支援に係る取組、テーマごとの協議等を行っている。

各学校がコミュニティ・スクールの指定を受けて4～5年が経過しているが、保護者アンケート⁷によれば、コミュニティ・スクールへの理解は、10%にも満たず、コミュニティ・スクール、学校応援団などの学校・家庭・地域の連携を重要と考えている保護者はわずか7.0%である。保護者・地域住民にしっかりと認識されることでコミュニティ・スクールの本来の機能が発揮されると考えられ、学校・行政の広報活動の一層の充実が求められる。

また、学校評議員制度との違いが各委員に十分理解されておらず、趣旨に則った運営が進められていない状況も見られる。

学校には、平成20年度より順次設立した学校応援団組織があり、児童生徒の見守りや環境整備等充実した支援活動が進められている。今後、更に充実した取組となるよう学校応援団長を中心とした組織と学校運営協議会の連携・協働も求められる。

市民アンケートによれば、子供たちが健やかに育つための地域の取組として、「地域の大人が、子供たちのマナーやモラルの手本となる」「地域全体で子供たちを育成していこうとする意欲を啓発する」「日常的に地域の子供たちへの挨拶や声掛けなどをする」「子供たちに地域ボランティア活動の機会を提供する」「子供たちの文化・スポーツ活動への支援をする」「コミュニティ・スクールを活用して、子供たちの豊かな学びの環境をつくる」「スポーツや文化活動を通して地域の世代間交流を進める」という回答は20%を超えている。

「登下校の安全、見守り活動」について支援や協力ができると回答した市民は、50%近くであり、「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動」や「学校の環境整備、美化活動」への支援や協力できると回答した市民は40%弱である。学校支援について市民の参画意識は大変高く、市民を学校支援活動にどのように位置付けていくかという点も今後の課題といえよう。

和光市教育委員会は、今後の地域学校協働活動推進のため、令和3年7月にコミュニティ・スクールディレクター（以下CSディレクター）推進協議会を設立し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との両輪による「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」の推進に着手している。今後、各公民館に地域学校協働活動本部が設置され、各中学校区毎に委嘱されるCSチーフディレクターを中心とした地域学校協働本部推進会議が開催されていくことになる。地域学校協働本部には、地域・家庭と学校との架け橋としての役割や地域学校協働活動を通じた地域の社会教育の充実が期待されている。地域学校協働本部が担う活動が学校と家庭・地域をより深く結びつけることにより、社会に開かれた教育課程の充実、コミュニティ・スクールの活性化、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりにつながっていくことが期待されている。

⁷ 「和光市教育に関するアンケート調査」 令和3年2月 （和光市教育委員会）

第8節 家庭教育支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供たちが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立や自制心、社会的マナー等を身につける上で重要な役割を担っている。家庭では、子供が社会を生き抜く力を持つことができるよう教え育み、様々な教育資源の情報収集や活用を図るなど、それぞれできることを努力している現状がある。⁸

核家族化や地域の間人関係の希薄化が進んでいる今日、身近な相談相手もなく、「育児の自信がなくなる」といった悩みや不安を持つ親が多くなってきており、親に対する家庭教育に関する学習機会の充実が求められ⁹、和光市でも、就学時健康診断時の機会を活用した子育て講座や各学校のPTA等が主催する家庭教育学級、保護者会等の機会を活用した子育てに係る意見交換が行われてきた。

かつては、親以外にも多くの大人が子供に関わることで、家庭教育の一部を担ったり、親同士や地域の人々とのつながりによって、親が親として育つだけでなく、地域の子供として見守り、育てるという地域における子育てや家庭教育を支える仕組がみられていた。

しかし、都市化の進展、核家族化の増加、少子化、一人親の増加、雇用環境の変化、孤立や貧困、児童虐待等の今日的な課題が山積している今、家庭への支援は、喫緊の課題となってきており、安心して子育てできる環境整備、困難を抱える保護者への対応、そして家庭教育への支援は時代のニーズとして求められている。

和光市では、地域包括ケア課、ネウボラ課、保育サポート課が中心となって、妊娠期からの切れ目のない「わこう版ネウボラ」、多機関連携による子育て世代包括支援の制度展開に努めている。具体的には母子保健事業、子育て世代包括支援センターを拠点とした子育て支援事業、児童虐待防止対策など各子育て家庭をサポートし、地域の子育て環境の向上に資する事業が進められている。

一方、社会教育分野では、家庭教育支援に係る具体的な取組は親子の共同体験の機会の充実等が見られるものの、内容は各施設、担当に任されており、家庭教育支援を主なねらいとした系統だった取組に発展させることが十分とは言えない状況が見られる。生涯学習課としては、上記担当課及び、各担当との情報共有を図り、家庭教育支援に努めることが重要である。また、家庭教育支援が意図せずに進められていることも考えられるため、その事業内容の精査も必要である。

地域には、子育ての経験者、婦人会、民生委員・主任児童委員、青少年健全育成委員など地域で支援活動に携わっている方々や、NPO法人として子育て支援活動を推進されている団体があり、これらの地域の人材の力を生かし、保護者の子育て支援を推進することにより、家庭教育の充実を図ることができることから、家庭と学校、地域をつなぐネットワークを形成して本市ならではの活動を創り出していく必要がある。

⁸ 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」P.3 平成27年12月（中央教育審議会答申）

⁹ 「平成15年版 青少年白書」第2部青少年に関する国の施策

第3章 家庭に関する施策 1 多様な学習機会の提供（内閣府）

第2章 和光市における学校・家庭・地域の連携・協働を支える社会教育の役割

第1節 総論

和光市教育委員会教育長より「和光市における学校・家庭・地域の連携・協働を支える社会教育の役割について」の諮問を受け、和光市社会教育委員会議は、国の社会教育施策や各種答申の動向（はじめに・参考資料）、和光市における社会教育の現状や課題の分析（第1章）、生涯学習課等でのヒアリング等などの調査研究に取り組んだ。

和光市教育委員会は、令和3年3月に「和光市教育振興基本計画」（期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、「生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育」を基本理念に、子供から大人まで、誰もが学びを豊かにし、幸せな人生の実現を支援する教育の振興を図ることとしている。

教育そのものには、学校における学校教育や、家庭における家庭教育などがあるが、社会教育は、社会において行われる教育として位置づけられ、その特徴のひとつに老若男女を問わないという点があげられる。

このことは、基本計画の基本理念が掲げる「生涯にわたる自発的な学び」を支えるそのものともいえる。

そこで、答申の取りまとめにあたっては、この教育振興基本計画の基本理念を踏襲することとし、和光市の地域特性や、社会教育の現況も踏まえた「和光市における社会教育の役割」と、その役割を担うために行うべき具体的な方策を提言することに焦点を定めて検討を行った。

本答申では、「学びを通してよりよい社会を形成する」という社会教育の本来的な役割¹⁰に立ち返り、「和光市における社会教育の役割」を再確認するところからはじめ、次に掲げる4つにまとめた。

「和光市における社会教育の役割」

- (1) 和光市の社会全体をフィールドとした社会教育
- (2) つながっていく社会教育
- (3) 家庭教育を支える社会教育
- (4) 「攻め」の社会教育

(1) 和光市の社会全体をフィールドとした社会教育

今回の答申検討の過程において、現在の和光市における社会教育を俯瞰するに、社会教育施設（公民館・図書館）や生涯学習課関連事業のみならず、市民やNPOによる社会教育活動や、市内にある多くの国の機関や研究所、企業、学校などにも協力をいただいているほか、近年注目されている有形・無形を問わない貴重で価値ある文化財など、「和光市の特色」を生かした活動がすでに多彩な形で行われていることが明らかとなった。

この点は非常に評価すべき点であると考えられるが、一方で情報の発信不足もあつてか、市民に情報が行き届いていない可能性や、横のつながりなどが見えづらだけでなく「個々の活動」という実態も見受けられる。

¹⁰ 大久保昭男 2021『はじめに』「和光市教育振興基本計画」（和光市教育委員会）

社会教育は、文字とおり「社会」を教育の場とする教育の営為である。個々の特色ある活動を充実させていくと同時に、原点に立ち返り和光市の社会全体をフィールドとした社会教育の実現こそ、今後さらに求められていく役割だろう。

(2) つながっていく社会教育

生涯学習が個人の主体性を尊重する一方で、組織的な教育活動である社会教育は、和光市の社会を構成する市民はもちろんのこと、行政・学校・地域・団体・企業など市内にあるさまざまなセクターが手を携えることによる「総合化・ネットワーク化」が、その充実化のためには必要である。

そこで、総合化・ネットワーク化を通じた組織的な教育を目指して、その旗振り役には、和光市教育委員会生涯学習課や、社会教育施設である公民館がより注力して役割を担うことが望ましいだろう。

そのためには職員の社会教育の専門性や、コーディネートをより一層向上させることや、コーディネート機能を担う体制づくり、さらにはその環境整備も必要である。

同時に、市民どうしのつながりを生み出していくことも社会教育に期待されていることの一つである。

しかし諮問理由にもあるように、激しく変化する社会環境や、地域社会の支え合いの希薄化などによって、自然発生的なつながりや、地縁などによる新たなつながりづくりを期待することは難しいといえ、だからこそ専門的知見をもった生涯学習課担当職員や社会教育施設（公民館や図書館）の職員、地域学校協働活動推進員が意図的に仕掛けていく必要がある。

社会教育を通して、さまざまなセクターが「しっかりと」つながり、市民は自発的な学びをとおして「ゆるやかに」つながるなど、多くのつながりを生み出す社会教育は和光市において求められていく役割の一つに位置づけられるだろう。

(3) 家庭教育を支える社会教育

家庭教育は、あらゆる教育の基本であると同時に、社会教育との関係でいえば学校教育と並んで密接な関連性を有することは明らかである。社会教育法においては「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮」と、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める」ことが行政の任務として定められている（同法第3条）。

核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景に、家庭教育が困難な状況や、家庭での教育力の低下が指摘されているが、そのような時代だからこそ、親子を取り巻く地域社会が連携・協力し、家庭や、家庭での教育を支えていくことが求められる。

社会教育は、親子が参加するさまざまな取組や講座などの学習機会、地域の情報の提供などといった活動を通して、家庭での教育を支えていく役割もある。

和光市の人口動態の推移をみると、平成25年以降は一貫して社会増（市外からの転入者が多い）の傾向が続いており、令和元年度には8,300人を超えており、同時に児童生徒数も増加傾向にある。

このような和光市の人口動態の特性を踏まえて、和光市に転入した親や子が、慣れない地域での生活に早く馴染めるように、積極的にアプローチをすることは社会教

育の立場からも必要であり、ひいては子育て世代にとって和光市の魅力のひとつになるだろう。

(4) 「攻め」の社会教育

和光市における社会教育は、①～③の役割のほかに、地域コミュニティの構築や、地域教育力の活性化に向けて重要な役割が期待されている。

それらの役割を果たし、期待に応えるには、これまで以上に積極的な姿勢で働きかける「攻め」の姿勢が求められる。行政は、地域に積極的に出向きコミュニティや市民の活動を把握することや、現代社会のニーズを的確にキャッチして反映させていくことが必要である。

特に、社会教育施設（公民館・図書館）は、来館者を待っているのではなく、自ら出向き、連携し、社会教育の中核を担う役割を再認識することで、社会教育に関する最新情報が常に得られる場づくりに期待をしたい。

また、地域コミュニティの構築のために地域学校協働本部やコミュニティ・スクールの仕組みを有効に活用することも重要である。地域の人たち全体の意識の変容を促したり、地域で積極的に活動しようとする人を育てたりすることを通して、地域教育力の活性化を図り、地域住民が主体となる地域づくりにつなげることは重要な視点である。

ただし、このような積極的な展開が、一過性の社会教育とならぬように、組織的・継続的な仕組みづくりが必要である。

このことは社会教育委員や社会教育委員会議の活動や位置づけの検討と併せて考えていくべきではないか。

このような4つの役割を概観するに、諮問の役割こそ、まさに和光市における社会教育の役割そのものであるともいえる。

本答申では次節以降で和光市の社会教育が4つの役割を担うため、具体的に取り組むべき方策を盛り込むこととした。

方策では、各事業を次に掲げる3つのポイントで提言を取りまとめた。

これからの和光市における社会教育を推進する3つのポイント

- ① 持続可能な組織、継続的な仕組みづくり
- ② 多様な主体との情報の共有と連携・協働
- ③ 学びと活動の好循環を生み出す

この3つのポイントは、前述の4つの役割を具体的に実現させていく際のポイントに押さえておきたい事柄として設定をした。

これら4つの担うべき役割と、3点のポイントを意識した積極的で計画的な取り組みを通して、和光市における社会教育が、市民一人ひとりの自発的な学びを支え、誰もが豊かで健やかな人生を過ごすことができるよう寄与できるよう、その期待される役割を果たすべく、より一層充実化を目指していきたい。

第2節 生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生を支援する社会教育の役割

(1) 社会教育委員会議

社会教育委員会議は、市全体の社会教育の動向を俯瞰し、行政の事業計画に提言を行い、社会教育の推進に資するため、極めて重要な役割を担っている。令和3年度は、7月に教育委員会教育長からの諮問を受け、専門部会をおき、調査研究を行いながら、答申作成を進めてきた。社会教育委員会議への諮問は、社会教育委員に対する大きな期待として受けとめることができる。社会教育の範囲は広く、その内容も多岐に渡っていることから、全体像をとらえにくいことは否めないが、市の社会教育を推進していくためには、まず、社会教育委員会議の審議内容を拡充し、会議の充実を図ることが重要である。

このためには、まず、社会教育委員自らが、自分の置かれた立場を十分に理解し、所属団体・組織等での積極的な活動をもとに、社会教育委員会議で得た情報提供に努め、市全体の社会教育の状況を周知していくことが必要である。

更に、さまざまな事業に積極的に参加したり、公民館や図書館等の活動に理解を深めたりして、社会教育の現状を把握することも心がけておかなければならない。参加の際は、知人を誘い、更に事業の案内に努めるという取組をとおして、学びへのきっかけづくりに資するとともに、活動では、人と人とのつながりづくりに努めることも重要である。このことが、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という学びと活動の好循環を生み出す第一歩であるということを心がけておきたい。事務局が提案する協議テーマについて審議することは重要な役割のひとつであるが、2年の任期期間に、調査・研究を進め、行政への提言として建議をまとめることも、今後、検討するべきである。

行政としては、会議開催数を増やすことが必要である。審議の充実を図るためには、現行の会議開催数は十分とはいえず、社会教育委員会議の活性化のためにも必須といえよう。

また、行政は、2年の委嘱期間における全体計画を作成し、社会教育委員が見通しを持って活動できるように配慮することが必要がある。このなかで、国や県の動向を踏まえ、各種答申等への理解を深めていく場を設けることも重要である。

会議においては、社会教育の拠点である公民館や図書館の事業についても審議すべきである。公民館運営審議会や図書館協議会は、あくまでも公民館、図書館の運営に特化した審議会であり、社会教育全体を俯瞰するとこれら拠点事業に関わる内容が社会教育委員会議で審議されることはむしろ当然のことである。

上記の取組を効果的に事業に反映させるために、社会教育委員会議には、公民館長や図書館長が参加し、生涯学習課を中心とした市の社会教育行政全般について、社会教育委員の提言を受け止め、全体像を把握しながら拠点事業の改善・充実を図ることが求められる。

(2) 公民館

公民館の今後の在り方を考えるにあたり、大きな課題となっていることは、公民館を全く利用しない市民が約70%おり、利用者の高齢化、固定化が見られることである。公民館には、子供たちの活用の促進、事業や講座の充実、広報や情報提供の充実、地域活動との連携・協働の推進について、期待が寄せられており、地域の学びや交流の拠点としての役割を十分に果たし切れていない現状である。

和光市の社会教育の核である公民館事業等の充実喫緊の課題であり、次のとおり提言する。

① 公民館の主催事業の見直し

まず、公民館の主催事業の見直しが必要である。市民にとって魅力ある学びとなる講座や事業を計画し、学ぶ楽しさを体感できる取組を推進していくことが、公民館利用者の増加にもつながっていく。参加年齢層を広げていくためには、それぞれの年齢層が持つ課題解決に資する講座やそれぞれの地域課題解決のために活用される学習講座などを計画に反映させることが必要である。同時に、講座の中には、青少年から高齢者層の交流を深められる取組を意図的に設定することも考慮すべきである。特に、若い世代の利用を促すために、児童生徒や子育て世代をターゲットとした取組が重要である。事業や講座のねらいを明確にし、利用者の生の声を把握することをとおして、各々の評価を行い、改善・充実を進めていきたい。公民館講座の中に、循環型講座を組み込み、ファシリテーターとなる地域の人材育成を図り、地域住民が地域づくりを担う主体を形成することも重要な視点であろう。多様な主体との連携のため、市民活動推進課、その他首長部局、NPO 団体等との連携を検討し、新たな取組（例：大人の社会科見学、市民との講座企画等）を進めることも重要である。

② 公民館職員の意識改革

次に、公民館職員の意識変革が求められる。公民館職員には、社会教育に係る専門的職員としての力量が求められており、時代の要請に応じた資質の向上が必須である。公民館職員は、市の社会教育全体の動向を的確に把握し、担当業務を遂行するとともに、利用者の求めに応じて、的確な支援、援助を行ったり、更に積極的に活動団体等に関わり、活動内容を把握し、適宜、助言を行ったりすることも重要な業務であることを理解しておかなければならない。このことが、利用者の要望や地域の課題を把握することにつながり、公民館主催講座の改善にもつながっていく。

「攻めの公民館」即ち、公民館職員が地域の人との関わりを持ち、地域に眠っている人材の発掘、地域課題の洗い出しを行い、どのような対応（講座開催等）ができるかという解決のための視点を持ち、積極的な活動をする必要があること、公民館職員がホスピタリティ精神を向上させ、それを日常業務のなかで発揮することが地域からの信頼を得る最善の方法であろう。これらの取組を進めていくためには、公民館職員の資質向上に係る研修の開催や専門職員である社会教育主事の配置と育成にも計画的に取り組んでいくことが必要である。

③ 公民館運営審議会の役割の充実

更に、公民館事業の改善を図るためには、公民館運営審議会の役割を生かすことが重要である。事業各々は、そのねらいを達成したかという評価によって把握できるが、公民館事業全体については、公民館運営審議会が大きな役割を担っている。行政には、公民館運営審議会が更にその機能を発揮できるように運営の改善が求められている。坂下・南・中央の3公民館には、それぞれの地域性があることから、3館それぞれ単独に運営審議会を実施することも極めて有効である。

④ 地域学校協働本部の役割の充実

令和4年より、地域学校協働本部が各公民館に設置される。これまで、学社連携・学社融合が謳われてきているが、和光市では、一部での取組に留まってきた。地域学校協働本部は、学校という場を核とした地域づくりに資する地域学校協働活動を展開する社会教育の重要な拠点となる。学校を支援する取組に公民館事業や公民館関係団体に関わることや、学校の教育課程では取扱いが難しい内容を公民館事業として取入れること等が想定される。地域の人々が学校支援のため足を運ぶ、子供たちが公民館で学ぶ、このことが、学校と地域のつながりづくりに寄与し、地域を担う人材を育てていくことにつながる。今後の地域づくりを中心となって担う地域学校協働活動の円滑な実施のためには、公民館長はじめ職員の深い理解と連携・協働が必要である。地域学校協働本部で協議される内容には、福祉、高齢化、防犯・防災、まつりへの参加等、学校との連携・協働が難しいものも想定される。これら地域課題については、公民館が主体となって地域住民とともに取り組んでいくことが持続可能な地域社会創生につながっていくものと捉える。

⑤ 公民館施設の整備・充実

また、公民館施設の新たな活用についても、検討するべきである。公民館にWi-Fi環境を導入することで、学校が進めているGIGAスクールとの連携が可能となり、これまで以上に公民館を子供たちの学習拠点として位置付けることが可能となる。公民館施設の一部を個人としても利用できるよう検討を進めることも重要である。

これまで以上に、市民が気軽に立ち寄り、相談ができる、職員がコンシェルジュのような働きができる、人と人がつながり、地域づくりの拠点となる公民館の運営を期待する。

(3) 図書館

和光市の図書館利用者は、近年、ほぼ横ばいの状況となっているが、安心して使える施設であると受け止められている。「第2次和光市図書館サービス計画」では、将来像を「みんなで育てる 身近な図書館」～地域コミュニティを支える情報拠点を目指して～とし、図書館単独で図書館サービスを提供するだけでなく、市民・地域やボランティア、学校をはじめとした公共施設、さらには市内にある国等の機関等と連携・協力することで、より一層市民にとって「身近な図書館」となることが明示されている。

図書館事業は、このサービス計画に則って、適正に進められてきているが、まず、図書館を全く利用していない約50%の市民に対する積極的な関わりが求められる。インターネットの普及によって、書籍の役割は以前と異なって捉えられるようになってきてはいるが、インターネットの検索とは異なった図書館のレファレンスのよさを知ってもらうことも重要であり、図書館ならではの学びのきっかけづくりとして取り組んでいく必要がある。

また、図書館が市民の多様化する学習ニーズに対応する身近な情報センターとしての役割を担っていること、高齢化社会への対応を進めていること、格差社会における情報基盤としての役割を持っていること、情報サービスの高度化への対応をすすめていること、地域コミュニティを支える情報拠点を目指していること等を周知し、これからの図書館の役割や意義を幅広く理解してもらえるような働きかけを進めることは極めて重要である。

図書館は、市民が困ったことがある、調べたいことがあるときに利用する課題解決型図書館を目指している。このことは、必然的に図書館職員個々の力量が問われることとなり、専門職集団として市民の期待に応えるためには、計画的な研修をとおして資質の向上、人材の育成に努めていかなければならない。

一方、図書館で行っている事業にはボランティアの関わりも多い。音読教室、図書館サポーター、ひとハコ図書館、子育て世代向け事業など、地域の方が多くの事業を担っている。これらの活動を支えるボランティアには、新たな人材の登用やボランティア個々のスキルアップを継続して行い、常に活性化を図っていくことが必要となる。ボランティア団体には、団体固有の課題があり、この課題を図書館が的確に把握し、支援・援助する体制を整えておくことが必要である。

近年、図書館を中心としたまちづくりが提言され、市民が交流できる場としての図書館の存在も大きくなってきている。また、子供の安心な学びの場としての図書館の役割について検討することも必要である。長年に渡り、図書館は学校における読書活動支援、学校図書館との連携推進に努めてきた。後述する地域学校協働本部では、学校に関わる協議が行われることから、協議内容を把握し、積極的な関わりを持つことも求められている。図書館単独事業を充実させるだけでなく、今後は、首長部局や市内団体、関係機関との連携を深め、協力から協働への体制を構築することが期待される。手掛かりのひとつとして、公民館との協議を深め、公民館図書室の運営改善にも努めていくことが大切である。

本館は令和2年7月よりWi-Fiが利用できるようになった。市民の学びの充実には、下新倉分館も含めた環境整備や時代に即した書籍の導入も必須である。電子書籍導入及び蔵書数増加に対応する施設の検討を進めていく必要がある。

(4) 生涯学習課事業

人生100年時代の到来を見据え、従来の教育・雇用・退職後といった伝統的な3ステージの人生モデルから、複数のキャリアを持って、自分探しの期間なども設けながら、意識的に自分の在り方を決定していくようなマルチステージモデルに転換しつつあることを認識し、それぞれの変化に対応できる学びの構築が求められている。¹¹

生涯学習課は、市の社会教育推進のために核となるべき行政の担当課であり、このような時代の要請を踏まえるとともに、その推進のために極めて重要な役割を果たすべき立場にあることを、まず、自覚すべきである。社会教育施設での取組はもとより、市内の文化団体や地域活動団体・市民活動団体の動向にまで目を向け、全体を統括する機能が求められていることを確認しておく。本答申のポイントである「つながりづくり」や「攻めの姿勢」等について、これまでの事業内容を評価するとともに、今後の計画に改善策を反映させていくことが強く求められている。特に、社会教育委員会議の開催にあたっては、社会教育委員に求められている役割を十分に踏まえて、審議内容を検討する必要がある。

これまで、生涯学習課では、多くの業務が、長年、前年度踏襲で実施されてきており、時代の変化や社会の要請に応じた改善・充実が進んでいない状況が見られていた。令和2年度に社会教育委員会議にて「和光市民大学・わこう市政学習おとどけ講座を充実させるためには」について継続審議することにより、今年は、事業実施にあたり、一定の改善が見られてきているが、この取組を他の事業にも反映させ

¹¹ 「和光市教育振興基本計画」P.39 (和光市教育委員会)

ることが重要である。

市民の主体的・自主的な学習活動の支援のため、活動状況を積極的に把握するとともに「攻め」姿勢を持ち、図書館、公民館を含めた市民全体の学習活動が活発に進められるよう高い意識を持って、業務にあたることが求められていることを、まず、提言する。

令和2年9月には、中央教育審議会生涯学習分科会より、議論の整理として「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」が示されている。社会教育を推進する所管課として、生涯学習課には、最新の情報を的確に把握し、社会教育施設等への啓発を図るとともに、事業に反映させていくことが求められているといえよう。

生涯学習課事業を個別に考えると、事業の中で大きな位置づけとなっている「和光市民大学講座」は、和光市に存する国の機関との連携を図りながら、これまで、専門的な学習を要望する市民の期待に答えてきた。引き続き、国の機関施設等と連携し、専門性が高い学習機会を提供していくことは和光市の教育資源を最大に活用することといえる。しかしながら、これら関係機関は、市民ニーズに応じた事業を提供することは難しい。多様化する市民のニーズに応えるためには、地域の企業等の協力を得る方策を検討すると同時に、公民館での講座にその位置を譲ることも必要である。

また、「わこう市政学習おとどけ講座（生涯学習指導者派遣）」については、長年実施されてきているが、利用数が少ないことが課題となっている。市民ニーズと登録指導者のマッチングが難しいという話が社会教育委員会でも報告されているが、市民の活動を広く把握し、時代に応じた指導者が確保できるよう積極的に人材を発掘していくことが求められる。

広報わこうへの掲載や市HPの改善は進められているが、更なる利用者の開拓に尽力すべきである。情報発信のひとつとして、生涯学習メールマガジン「なびいネット」の送付を行っている。近年、受信者がほぼ横ばいであることを考えると、その効果を検証し改善の方策を検討することも重要である。事業参加者アンケートによれば、広報わこうを手掛かりとする参加者が大多数を占めている。学びのきっかけづくりのために、市民への情報提供の在り方を検討するべきである。

これまでには、「和光市民大学特別講座」において、新倉ふるさと民家園について学習した市民が、愛好会を結成し、運営に携わっている例がある。たよりの発行や新倉ふるさと民家園での事業に熱心に取り組み、児童の体験学習支援も行っている。講座の実施が、地域に対する愛着や帰属意識を高め、住民の主体的参画による地域づくりにつながっているといえよう。学びを通して、つながりをつくり、地域づくりに寄与するという和光市での学びと活動の好循環の例といえる。

「和光市民大学」等の講座には、自身の知的欲求を満たすことだけに留まらない取組を意図的に取入れていくことが重要である。国指定となった午王山遺跡史跡整備でも説明員の育成や将来の整備計画を踏まえた人材発掘、育成、自主的な事業展開に念頭に計画的に進めていくことが求められる。貴重な文化財を保護し、市民の理解を進めることはシビックプライドの育成にもつながる。特に、小・中学生への積極的な関わりは、地域に愛着を持つ感性を育むために極めて重要であり、学校で実施している事業の他に、公民館等の社会教育の場において、積極的に取入れていくことも検討するべきである。

放課後子供教室推進事業は、令和3年度より「わこうっこクラブ・子ども教室」を

事業者による指定管理者制度による運営に移行しているが、「子ども教室（わこうっこクラブ）」は、社会教育法第5条第13号に規定される事業であり、今後、地域学校協働本部との連携を図ることが極めて重要である。地域学校協働本部の力を生かし、これまでの協力者に加え、地域人材の発掘を図り、地域に応じた豊かな体験活動が実施できるよう指定管理者への助言・支援に努めていく。生涯学習課が事業を引き続き統括し、地域学校協働本部への働きかけを積極的に行い、社会教育施設の活用、学校休業日における事業実施等、新たな取組を模索していくことも必要である。生涯学習指導者として登録している人を子ども教室指導者につなげていくことは、「つながりづくり」「地域づくり」にも極めて有効な方策である。

生涯学習課事業を更に改善・充実させていくためには、社会教育主事等の和光市全体の生涯学習推進を統括する職員、内部組織をつなぐコーディネーターの役割を果たす職員など、専門性を持った職員の配置や育成が重要である。

(5) スポーツ・青少年事業

スポーツ推進事業においては、第五次和光市総合振興計画や和光市健康づくり基本条例、県・市の関連分野の計画を踏まえた和光市スポーツ推進計画を策定し、「スポーツをする・観る・支える」各種事業を行っているが、令和3年度に国がスポーツ推進計画を改訂することに伴い、令和4年度に埼玉県・和光市のスポーツ推進計画改定を予定している。

「スポーツをする事業」として、乳幼児期は身体全身を動かし成長するため、親子のコミュニケーションと相互の体験を一緒にできる活動に取り組む必要がある。小中学生期はスポーツへの魅力に触れる運動活動に参加することで、家庭内から地域へと活動範囲を広げ、年齢層や性別、多種類の経験値を積み重ねながら、成長を促すことが必要である。中間年齢層期となる高校生以上になると、スポーツに対する興味活動から専門的競技に移行していくが、運動をしていない（参加できない）者も出てくることから、スポーツ経験者や指導者などの協力を得ながら、「気軽に楽しめるスポーツ」「ながらスポーツ」を充実させる必要がある。また、退職後・高齢期では、介護予防事業や家でもできる運動の充実、その他には障害者や地域型スポーツの振興などが求められている。

「スポーツを観る事業」として、指定管理者による施設運営管理が行われている総合体育館などを中心に、プロスポーツの誘致活動やレベルの高いスポーツ観戦の機会提供が望まれる。

「スポーツを支える事業」では、各種スポーツの実施にあたって、関係機関などの連携と、地域や興味がある市民や企業・学校・団体からの支援・協力、ボランティアによる地域力の活性化が必要である。また、スポーツ団体に対して自主的活動が行えるよう支援するとともに、指導者や担い手（後継者）の育成が必要となっている。

健康増進や病気の予防など、スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現すること、また、スポーツを通じて家族間や地域住民間のコミュニケーションの向上や地域の活性化に寄与できるよう、生涯にわたって自発的かつ日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、そしてスポーツを支える活動に参画することのできる機会や環境を確保することで、市民がスポーツを身近に感じられるようにすることが重要である。

青少年事業においては、青少年の心と体の健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や青少年を取り巻

く有害環境対策、子供の読書活動等を推進することにより、青少年の健全育成を図っている。

青少年問題協議会では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要事項の調査審議を行うとともに、適切な実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整を図っている。

また、市の青少年健全育成の推進体制として、青少年育成和光市民会議（地域青少年を育てる会連合会、自治会連合会、PTA・保護者会連合会、体育協会、民生委員児童委員協議会、青少年相談員協議会、青少年育成推進委員会、小中学校長会、県立学校長会、保護司会、生きいきクラブ連合会、更生保護女性会、交通安全母の会、婦人会、私立幼稚園会、社会福祉協議会、商工会、身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、ボーイスカウト和光第一団、和光ライオンズクラブ）が21団体で構成されており、夏季スポーツ大会、青少年健全育成作文表彰式・発表会、新春たこあげ大会、わこうっちかるた大会等の様々な活動の場を青少年に提供している。

スポーツ・青少年事業においては、各団体の活動が更に発展するよう、支援、援助に努めていく必要がある。

(6) 地域活動団体・市民活動団体

第五次和光市総合振興計画基本構想【2021－2030】の目標像11「まちや人とつながり心豊かに過ごす」には、施策として、「コミュニティ活動の推進」、「地域で支え合う福祉の推進」、「協働によるまちづくりの推進」、「国内外の交流と多文化共生の推進」が掲げられている。

特に、施策11－3「協働によるまちづくりの推進」には、地域には市民活動団体、地域活動団体、企業及び行政等、様々な主体が地域課題の解決に向け個別に活動を行っているが、それぞれの主体が多様な強みを生かし合う機会を創出する仕組みがないこと、近年、地区社協（地区社会福祉協議会）やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）に代表される「地域運営組織」が設立され、従来からの自治会活動と併せて、地域での協働の取組等が増加しており、地域に関わる新たな人材が求められていることが記されており、課題解決に向けた取組として、①市民協働推進センターによる市民活動や地域活動の支援と協働の推進、②協働の機会を創出する仕組みづくり、③地域に関わる団体や組織等のコーディネートが示されている。

この施策の推進のため、市民活動推進課では、和光市市民協働推進センター（わこらぼ）の設置や「～みんなの『わこらぼまつり』～」¹²等の事業も進められており、多くの市民や市民活動団体が参加している。

また、和光市協働推進懇話会では、「和光市の協働推進に係る調査報告書～令和2年度～」が作成され、「～With コロナ、After コロナ時代の市民活動、市民活動支援について～」について提言されており、社会教育委員会議での審議内容に重なる部分も多い。これらの施策の推進や懇話会の提言は、正に和光市の社会教育の充実を図る役割を担うものといえる。

現在、首長部局と教育委員会部局で各々進められている事業等は、その目的が同一方向を示すものも多く、社会教育行政の中心となっている生涯学習課には、地域活動団体や市民活動団体の活動を社会教育推進の視点から捉え、関係部署と連携・協働に努めることが重要である。産業支援課が担当する農業振興や商工業振興、わこうブランド推進に係る取組、総務人権課が担当する市民文化団体（和光の偉人等）の取

¹² 令和3年度は、わこらぼまつり「みんなの活動マルシェ」は中止、「わこらぼフェス」のみ実施

組、危機管理室が担当する防災・防犯に係る NPO 団体や自治会の取組は、社会教育として捉えられる部分も多く、行政の担当課においては、横のつながりが求められている。

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法に基づいた「特定非営利活動（NPO）法人」は、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的した活動を行う団体であり、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、地域安全活動、子供の健全育成を図る活動、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、消費者の保護を図る活動等を目的とし、学校との関わりが深い団体も多い。

後述する地域学校協働本部における取組は、地域活動団体や市民活動団体、企業等を緩やかなネットワークで結び、つながりを生かし、学校支援や地域づくり資するものであり、市民協働に関わる60余の団体や和光市に拠点を置く15のNPO法人は、人材の宝庫ともいえよう。複数の団体に所属し、積極的に市民活動を進める人も多い。このような人は、多くの人とのつながりを持ち、地域学校協働本部での活躍も期待される。

学校において、特別支援教育、経済的な支援を必要とする子供への支援、不登校児童生徒への支援、外国人児童生徒など一人一人の状況に応じた支援等、多様なニーズに対応した教育の推進を図るためにも、多様な主体が連携し、今日の学校の状況への理解を深め、連携・協働が進められることも期待する。

第3節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）平成27年12月21日 中央教育審議会」では、これからの学校と地域の連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」が掲げられ、

- (1) これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策
- (2) 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方
- (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方が示されている。

一方、同日には、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）中央教育審議会」が示され、

- (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現させる体制整備
- (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備
- (3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

が、掲げられ、

「チームとしての学校」の在り方として、「『チームとしての学校』と家庭、地域、関係機関との関係」の中で、学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ること、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようにすることが重要であると指摘されている。

学校には、社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を維持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」として、

- (1) 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- (2) これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- (3) 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

が、重要とされ、今後、学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域との連携・協働を一層進めていくとともに、地域においても、子供たちの成長を支える活動により主体的に参画していくことが求められている。

和光市のコミュニティ・スクールは、導入後数年を経ているが、第1章で述べたように運営上の課題も明確になってきている。

学校には、コミュニティ・スクールの課題を解決し、コミュニティ・スクールや様々な地域人材等との連携・協働を通して、保護者や地域の人々の理解を深め、「社会に開かれた教育課程」の実施が求められているが、改善・充実の努力を学校に求めるのではなく、和光市の社会教育全体の充実を図る仕組みとしての地域学校協働活動の進展をとおして、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの両輪の充実に資するために次のとおり提言する。

(1) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の役割

和光市では、平成30年4月に全小・中学校が教育委員会よりコミュニティ・スクールの指定を受け、今日の学校を取り巻く諸課題に対応するため、保護者や地域住民との連携・協働体制を構築してきているが、前述（第1章第7節）したように、保護者の理解は低く、また、教職員の理解も十分とはいえない状況がある。

これまでも、学校が保護者や地域住民等の意見をきく仕組みとして「学校評議員制度」や「学校関係者評価」が設けられてきたが、これらの仕組みは、あくまで校長の求めに応じて意見を述べるものであり、裁量権は学校に委ねられてきていた。

学校運営協議会は合議体であり、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じ、学校運営の根幹となる「教育課程」や「学力向上」「いじめや不登校などの生徒指導上の課題」「部活動」「共生社会の実現に向けた方針の決定」などについても学校と地域が「対等な立場で」協議するという重要な役割があり、学校運営協議会制度の導入により、地域住民等が当事者として学校運営に参画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進めることができるものである。¹³

① 学校支援から連携・協働へ

ここで重要な点は、地域における学校との連携・協働体制は、これまでの地域による「学校支援」という概念から転換し、地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念を有していることである。「連携・協働」には、それぞれの役割に応じた責任が生じ、地域もまた、その責任に応じた活動が求められていることを十分に理解しなければならない。

この理念は、平成27年12月21日中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の中で、はじめて示されたものであり、この答申には、教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性が述べられている。

この理念について、積極的に理解を深める取組が進められていないことから、学校運営協議会で取り上げる内容が学校への質問や要望に留まっている例が多くみられている。学校は、「連携・協働」理念の理解のために積極的に取り組んでいく必要がある。

また、近年、ますます増加してきている学校への要望は、学校に大きな期待を寄せる市民の積極的な働きかけとして捉える必要があるが、一方で、保護者や地域のさまざまな考えを受け止め、学校への理解と協力につなげてきたPTA等の保護者組織や地域の教育力の低下を示すものともいえる。

保護者の悩みに対して、PTA役員や近隣の子育ての先輩である市民が相談にのったり、地域で遊んでいる子供たちを見守り、時には、子供たちに声をかけ、行動の変容を促したりする場面が減少してきていることは、学校を取り巻く地域の「つながりづくり」の大切さを物語るものといえよう。

「連携・協働」の理念の理解は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備するために極めて重要であり、早急な周知が必要である。

¹³ コミュニティ・スクール2018 ～地域とともにある学校づくりを目指して～（文部科学省）

② 学校運営協議会制度の機能の充実

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を有効な仕組みとして機能させるためには、まず、学校が、地域に関わる全体計画・指導計画を作成することが必要である。学校は、これまでの歴史や児童生徒の発達の段階により独自に地域との関わりを深めてきている。自校の状況を把握し、これからの地域との関わりを検討する上で、全体計画の作成は極めて重要である。この全体計画により、それぞれの学校が位置する地域像が明らかになり、全教職員が学校と地域の関わりについて可視化することとなり、地域の捉え方を共通理解することができる。【図1】

【図1】

地域連携教育全体計画 例

<ul style="list-style-type: none"> ○日本国憲法 ○教育基本法 ○学習指導要領 ○和光市教育振興基本計画 	<p>学校教育目標</p> <p>○元氣な子 ○仲良くする子 ○体をきたえる子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態 好きなことに積極的に取り組む 自己肯定感が低い ○地域の実態 古くからの地縁関係、新住民の増加 地域活動の充実、PTA活動の推進 学校支援者の固定化 ○学校・家庭・地域の願い 豊かな体験をしてほしい 積極的に地域に関わってほしい 		
<p>地域連携で目指す児童像</p> <p>○自分のよさを生かして、夢や希望をもち、実現に向かって主体的に活動する児童</p>	<p>地域連携推進目標</p> <p>○様々な立場の人と関わることで、自分や友達とのよさや個性に気づき、自分の生活や周りの環境に関心をもたせる。 ○仕事・職業について考え、夢や希望を抱くとともに、目標に向かって努力する態度を育む。</p>			
生かしたい力				
<p>【地域の人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティア 学習支援：読み聞かせ、各教科支援 環境支援：登下校見守り、学校農園 ・各関係機関・企業等との連携 出前講座 高齢者との交流 	<p>【地域の資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした校外活動 商店訪問、文化財見学、異校種間交流 ・社会教育施設の活用 公民館、図書館 	<p>【学校の力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育力を生かした活動 PTA行事 中学校区の連携 学年行事への招待 	<p>【地域への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携 防災訓練、文化活動への参加 ・地域団体との連携 	
地域連携教育に関わる各学年の関連課題と目標				
	人間関係能力・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
課題	・自己の能力を発揮しながら、様々な人々とコミュニケーションを図り、協働してものごとに取り組む。	・自らの意思と責任でよりよい選択決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する。	・将来の生き方や生活を考え、社会の現実をふまえながら、前向きに自己の将来を設計する。	・学ぶこと、働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、生き方の選択に生かす。
低学年	・自分の好きなことや大切にしたいことが言え、友達と仲良く遊び助け合う態度を養う。	・新しい環境に慣れ、意欲をもって規律ある学校生活を送ろうとする態度を育てる。	・目標をもつことの大切さに気づき、日々のめあてを設定し実行することができる。	・係や当番活動の大切さやその方法を理解し、しっかりと取り組むことができる。
中学年	・自分のよさや友達のをよさを認め合い、励まし合う態度を養う。	・どのような態度で生活することが、自分にも周囲にもいいことなのかを考えることができる。	・将来の夢や希望について考え、どんな人間になりたいか目標を掲げることができる。	・世の中の仕事について知り、現在の学習内容が将来とどのように関係していくのか気づく。
高学年	・自分らしさを発揮し、所属する集団に貢献する態度を養う。	・中学校生活への適応指導を図り、夢をもち目標に向かって努力する態度を育てる。	・将来のことを考える大切さを理解し、そのために自分が今何をすべきなのか考えることができるようにする。	・様々な体験学習をとらえて、職業に対する関心をもち、働くことの意味について考える。
地域連携指導				
指導援助の方針	指導体制	学校運営協議会の役割	評価	
・地域とのかわわりを大切にされた教科等の指導の充実 ・キャリア形成への支援	・地域連携担当を中心とした連絡、調整 ・地域との連携を意図した指導 ・系統的な指導計画の作成	・学校の地域連携に係る取り組みの理解と支援 ・学校支援者(学校応援団)等の確保 ・幅広いネットワークを生かした連携・協働の推進	・地域連携教育に係る活動評価 ・保護者、地域からの評価によるマネジメントサイクルの確立	

③ 地域人材の活用と教育計画

次に、これまで、学校は、多くの外部団体・組織や人材の支援による教育活動を実施してきているが、担当学年や分掌での把握に留まっており、学校の教育活動全体を全職員が把握することは難しかった。今後も特定の外部団体・組織や人材に支援を依頼する活動がある一方、新たな支援を要する活動を確認することにより、教職員の理解も深まっていく。これまで学校支援の中心となっていた学校応援団やPTA・保護会、おやじの会（おふくろの会）等の関わりをこの全体計画に組み入れることや学校の行事計画を基にした地域連携教育年間計画【図2】を作成することも、学校の取組について、外部の理解を深めるためにも意義のあるものである。学校には、学校応援団のリストがあるが、再編を検討する時期にきているのではと捉える。

【図2】

地域連携教育年間計画 例

☆…本年度、支援者の確保が必要な学習内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
連携の目標	○地域の人を知る。						○地域の人との関りを学ぶ。					
学校行事等	始業式 迎える会 一斉下校 新体力テスト 避難訓練 学力テスト	修学旅行 個人面談 ブル清掃 健康診断	学校公開 プール開き 避難訓練	終業式 林間学校 一斉下校 水泳大会 懇談会 林間学校	始業式 引渡し訓練	運動会 発育測定 懇談会	学校公開 音楽会・作品展 就学時健診	なかよし集会 市内音楽会	研究発表会 懇談会 終業式	始業式 市内サッカー大会 避難訓練 発育測定	入学説明会	通学班会議 一斉下校 懇談会 6年生を送る会 卒業式 修了式
1年	○交通安全教室	☆通学路探検	☆公園で遊ぶ ○歯磨き教室			☆秋さがし				☆むかし遊び	○幼保小交流会	
2年		☆サツマイモ苗 植え ☆まちたんけん	☆子ども安全 教室 ○歯磨き教室				☆図書館訪問 ☆サツマイモ 収穫	☆学区内たんけん				
3年		☆地域たんけん		○非行防止教室			☆和光ブランド 調べ	☆消防署見学		○白子ばやし 体験	○新倉ふるさと 民家園訪問 ☆むかしのくら し体験	
4年		☆清掃セン ター見学	☆浄水場見学	☆自転車免許 教室			☆アイマスク 車いす体験			☆防災対策		
5年		☆米作り (田植え)	☆情報セキュ リティ教室			○非行防止教室	☆環境調査		☆サッカー教 室	☆ミシンにトライ		
6年			○租税教室	☆午玉山遺跡 見学		☆土器づくり	☆陸上練習	☆職業を調べる	○薬物乱用 防止教室			
学校運営協議会	12日	16日				5日		18日				17日
全体	応援団総会 (応援団)	学校農園整備 (応援団) ブル清掃 (応援団) 読み聞かせ (応援団)	環境整備 (応援団・PTA) 読み聞かせ (応援団)	○○まつり (○○実行委員会) 通学路安全確認 (応援団・PTA)	通学路安全確認 (応援団・PTA)	環境整備 (応援団・PTA)	読み聞かせ (応援団)	読書週間支援 (ボランティア団体) 読み聞かせ (応援団)	通学路安全確認 (応援団・PTA) 親子の集い (関係団体) 読み聞かせ (応援団)	読み聞かせ (応援団)	PTA/バザー (PTA) 読み聞かせ (応援団)	環境整備 (応援団・PTA)

更に、地域連携教育指導計画【図3】は、学年や分掌で行われてきた個別の授業等について確認し、今後の見通しを立てる上で重要である。各授業のねらいを明確にし、支援者の範囲や数を確認することで、学校運営協議委員や保護者・地域の理解を一層深めることもできる。

全体計画や指導計画の作成は、学校教育を通じて児童生徒が身に付けるべき資質、能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」¹⁴を共有することにもつながっていく。

地域との連携・協働を進める地域連携担当（教職員）の職務も明確となり、学年や分掌等の主任の意向を地域担当職員が十分に把握し、外部団体・組織や人材との連携・協働に係る渉外を進めることも可能となる。地域連携担当（教職員）が、学校運営協議会に参加し、地域学校協働本部におけるコミュニティ・スクールディレクター（CSディレクター）や地域コーディネーターとの連携を進める上でも有効である。

学校においては、学習指導要領に『家庭や地域社会との連携及び学校間の連携』が学校運営上の留意事項として、学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに児童を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、

¹⁴ 「和光市教育振興基本計画」P.50（和光市教育委員会）

学校内外を通じた児童（生徒）の生活の充実と活性化を図ることが大切である。」¹⁵と示されていることを改めて確認する必要がある。

【図3】

地域連携指導計画 例

☆…本年度、支援者の確保が必要な学習内容

学年	月	教科等	単元名	学習内容	活動場所	支援人材(団体)	人数	支援内容	支援	関係機関等
1年	4月	学校行事	安全に過ごそう	横断歩道の渡り方を身につける。	体育館(校内)	保護者・地域	4	補助		学校教育課・道徳安全課・朝霞警察署
	5月	生活科	がっこうだいすき	通学路を探検し、安全な登下校をしようとする。	通学路	保護者・地域	10	安全補助	☆	学校応援団
	6月	生活科	なつがやってきた	公園で遊ぶ際のルールやマナーを身につける	学区内公園	保護者・地域	8	安全補助	☆	学校応援団
	9月	生活科	たのしいあきいっぱい	公園で季節の変化に気づく。	学区内公園	保護者・地域	8	安全補助	☆	学校応援団
	1月	生活科	むかしあそびを楽しもう	むかしあそびを知り、体験する。	体育館(校内)	保護者・地域	15	昔遊び紹介	☆	地域人材・学校応援団
2年	5月	生活科	くぐん育てわたしのやさい	サツマイモの苗を植え、成長の様子を観察する。	学校農園	地域	10	苗植え補助	☆	通年の農園管理
	5月	生活科	どきどきわくわくまちたんけん	地域の場所と自分とのかかわりを見つける。	学区内	保護者・地域	10	安全補助	☆	地域の商店等
	6月	学校行事	子ども安全教室	不審者への対応を学び、生活に生かす。	体育館(校内)	NPO団体・保護者等	20	児童支援	☆	関係団体
	10月	生活科	みんなであそぼうまちのしせつ	公共物や公共施設のよさやはたらきをとらえる。	図書館	保護者・地域	6	安全補助	☆	図書館
	11月	生活科	もったなくあそぼうまちたんけん	地域で働いている人と自分の生活とのかかわりを見つける。	学区内商店等	保護者・地域	12	グループ安全補助	☆	地域の商店等
3年	5月	総合的な学習の時間	和光を調べよう	地域を歩き、インタビューを通して文化や産業を調べる。	市内	保護者・地域	12	グループ安全補助	☆	地域の商店、公共施設等
	10月	総合的な学習の時間	和光をPRしよう	和光ブランドを調べ、交流会でPRする。	多目的室(校内)	和光ブランド販売店	-	和光ブランド紹介	☆	産業支援課、発表会招待
	11月	社会科	あんぜんなくらしをまもる	消防署の仕組みや活動を理解する。	和光消防署	消防署職員	4	安全補助	☆	学校応援団
	1月	総合的な学習の時間	和光の伝統をしらべよう	白子嚙子を体験し、地域文化に愛着を持つ。	体育館(校内)	白子嚙子保存会	-	白子嚙子体験		
	2月	総合的な学習の時間	昔のくらしをしらべよう	昔のくらしを知り、地域の一員としてできることを考える。	新倉ふるさと民家園	民家園愛好会	-	昔のくらし体験		生涯学習課
4年	5月	社会科	すみやすいくらしをささえる	清掃センターを見学し、仕組みや工夫をまとめる。	清掃センター	市職員	-	清掃センターの仕組み		資源リサイクル課
	6月	社会科	くらしと水	飲料水の確保が健康維持と生活向上に重要であることを知る。	南浄水場	市職員	-	浄水場の仕組み		水道施設課
	7月	学校行事	自転車免許教室	自転車の使い方を理解し、自分の生活に生かす。	校庭(校内)	保護者・地域	8	安全補助	☆	学校教育課・道徳安全課・朝霞警察署
	10月	総合的な学習の時間	みんなであげろ心の輪	体験をとおして、自分ができることを考える。	視聴覚室(校内)	地域の身障者	-	アイマスク・車いす体験		社会福祉協議会
	1月	総合的な学習の時間	まちをまもろう防衛隊	防災対策を知り、自分ができることを考える。	視聴覚室(校内)	市職員、消防団	-	市の取組紹介・団体実習	☆	危機管理室・図書館
5年	5月	総合的な学習の時間	世界はまち(食と文化)	日本の食文化を調べ、米つくりを体験する。	田(校内)	地域	6	田の管理、収穫補助	☆	学校応援団
	6月	学校行事	情報セキュリティ教室	個人情報の保護、スマホの活用を知り、自分の生活に生かす。	視聴覚室(校内)	社)情報保護ネット	多	児童と共に学習要請	☆	スポーツ青少年課
	10月	総合的な学習の時間	わたしたちの地球と環境	市の環境保全の取組を調べ、自分ができることを考える。	体育館(校内)	市職員・市民団体	8	活動情報提供	☆	環境課
	12月	体育科	サッカーを楽しもう	ゴール型ゲームへの理解を深め、サッカーを楽しむ。	校庭(校内)	市内サッカー団体	4	指導補助、ゲーム補助	☆	体育関係団体
	1月	家庭科	ミシンにトライ	ミシンを使って、作品を製作する。	家庭科室(校内)	保護者・地域	8	製作補助	☆	学校応援団
6年	6月	学校行事	租税教室	税の仕組みを理解し、自分の生活を見つめなおす。	視聴覚室(校内)	市職員	-	税金の使われ方		課税課、朝霞税務署
	7月	社会科	古墳の国へ	遺跡や文化財にふれ、むらからくへの変化を理解する。	午王山遺跡	市職員	-	地域の遺跡見学		生涯学習課
	9月	図工科	みんなで楽しく、はいわーず	粘土の可能性を生かして、立体に表す。	図工室(校内)	市職員	-	はにわづり支援		文化財保護
	11月	総合的な学習の時間	夢へ飛び立て	いろいろな職業にふれ、将来の夢をイメージしていく。	各教室(校内)	地域・保護者	10	職業紹介	☆	商工会
	12月	学校行事	薬物乱用防止教室	薬物の現状を知り、健康な生活をするを考える。	視聴覚室(校内)	県職員	-	薬物使用の現状等		埼玉県警

④ 学校運営協議会制度の周知

保護者・地域に対して、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の理解を深めるためには、既に活用されている「学校だより」やHPでの情報提供に加え、懇談会を活用した活動報告や「コミュニティ・スクールだより」の発行が考えられる。一部の学校で、取り組まれているような拡大学校運営協議会等の教職員・保護者・地域住民が一堂に会し、本音を語り合えるような場の設定も極めて有効である。保護者や地域が学校への理解を深めるためには、教職員の思いを保護者・地域住民が把握し、共感を通して協力から協働への意識に変容させていくことが重要である。

管理職にとっても、幅広い意見に触れることは、学校経営を振り返ることにもつながり、児童生徒を取り巻く様々な地域課題を捉えることにもつながっていく。例えば、PTA・保護者会総会や学校応援団総会等、既存の会合等を活用し、各学校の状況に応じて取り組むことが必要である。

¹⁵ 「小学校学習指導要領総則」P.125 「中学校学習指導要領総則」P.128（文部科学省）

⑤ 学校運営協議会の役割・責任の明確化

次に、学校は、学校運営協議会委員が自らの立場と責任を自覚し、学校への関わり方を変化させていくための支援・援助に努めることが必要である。

学校運営協議会では、年度当初、校長の学校経営方針の承認を行うが、その後においては、学校の地域連携教育全体計画や指導計画について理解を深め、今日的な学校と地域の関わりを把握するとともに、学校支援について、それぞれの委員の立場から建設的な意見を交わし、具体的な計画づくりを進める場を設定することが必要である。

【図4】

【図4】

学校運営協議会年間計画 例

CSディレクターが地域学校協働本部との連携・調整を図る

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開催日	12	8		15			30			21		18
曜日	木	金		金			火			月		火
時間	10:00~	9:00~		13:30~			9:30~			10:00~		14:00~
学校運営協議会の内容	・経営方針承認	・学校支援協議 具休策提案 つながりを活用		・1学期状況把握 ・学校支援報告 ・学校支援協議 ・協働本部報告 ・協働本部依頼			・学校公開内容 ・学校支援報告 ・学校支援協議 ・協働本部報告 ・協働本部依頼			・学校評価協議 ・学校支援報告 ・学校支援協議 ・協働本部報告 ・協働本部依頼		・支援内容協議 ・次年度活動計画
地域学校協働本部での協議・依頼		・年間計画報告 ・支援依頼				・支援状況報告 ・支援依頼 ・隣接校への支援					・支援状況報告 ・支援依頼 ・隣接校への支援 ・評価と計画作成	

※学校と地域、双方から見たPDCA(計画→実行→評価→改善)サイクルは【図7】を参照

熟議をとおして、学校運営協議会委員が支援拡大に係る具体策を提案したり、学校運営協議会委員が有するつながりを生かした支援の充実を計画したりして、自らの力により学校に関わる支援者のネットワークづくりに取り組んでいくことが求められる。学校運営協議会委員が主体的に活動することにより、保護者や地域の人々に支援から連携・協働の意識を培っていくことができる。

また、学校応援団やPTA・保護者会組織との連携・協働も重要な視点となる。これら組織は、これまで、学校を支援してきた歴史を有しており、学校運営協議会の取組もまた、強力に支援する力を持っている。更に、自治会や地区社会協議会等の地域団体との連携・協働の視点も重要である。

学校運営協議会委員は、学校応援団やPTA・保護者会、更に、地域団体等の取組を理解し、連携・協働の視点から積極的に働きかけを行っていくことが求められる。

このなかでは、家庭教育支援についても検討することが必要である。これまで、就学時健康診断時や懇談会での話し合い、PTA等の主催講座による家庭教育支援が進められてきているが、時代の要請に応じた家庭教育支援方策を検討し、後述する地域学校協働本部とも連携・協働を進めていく必要がある。

更に、学校運営協議会では、熟議や取組をとおした「社会に開かれた教育課程」の実現についてPDCAサイクルにより、学校運営協議会運営や社会に開かれた教育課程の充実に取り組む必要がある。

(2) コミュニティ・スクールディレクター（CS ディレクター）の役割

令和3年4月1日に「和光市コミュニティ・スクールディレクター設置要綱」が施行され、7月より、コミュニティ・スクールの取組を充実・発展させるとともに、地域と連携した活動を推進するための組織として、「和光市コミュニティ・スクール推進協議会」が設置された。

CS ディレクターは、各学校の学校運営協議会委員の代表であり、職務として所属する学校の学校運営協議会の運営、会議の企画や開催に係る事務、コミュニティ・スクールの普及・啓発のための広報活動等が規定されている¹⁶とともに、学校運営協議会委員同士のネットワークの形成に係る活動及び協議等、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進に資する研修に係る活動等も規定されており、その職務は極めて重要である。

更に、和光市では、CS ディレクターが、社会教育法第9条の7第1項に基づき、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うことを目的とし、設置されている地域学校協働活動推進員を兼ねることから、後述する地域学校協働本部での活動も期待されている。まさしく、学校運営協議会と地域学校協働本部をつなぎ、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進する要といえる存在である。

この職務を担うためには、まず、CS ディレクターが、自身の職務を十分理解することが重要である。行政は、人材の育成のため、職務の理解や具体的な活動例を挙げ、CS ディレクターへの支援・援助に努めることが重要である。CS ディレクター職を持続可能な組織づくりの要と考え、職務に係るマニュアルづくりも必要である。

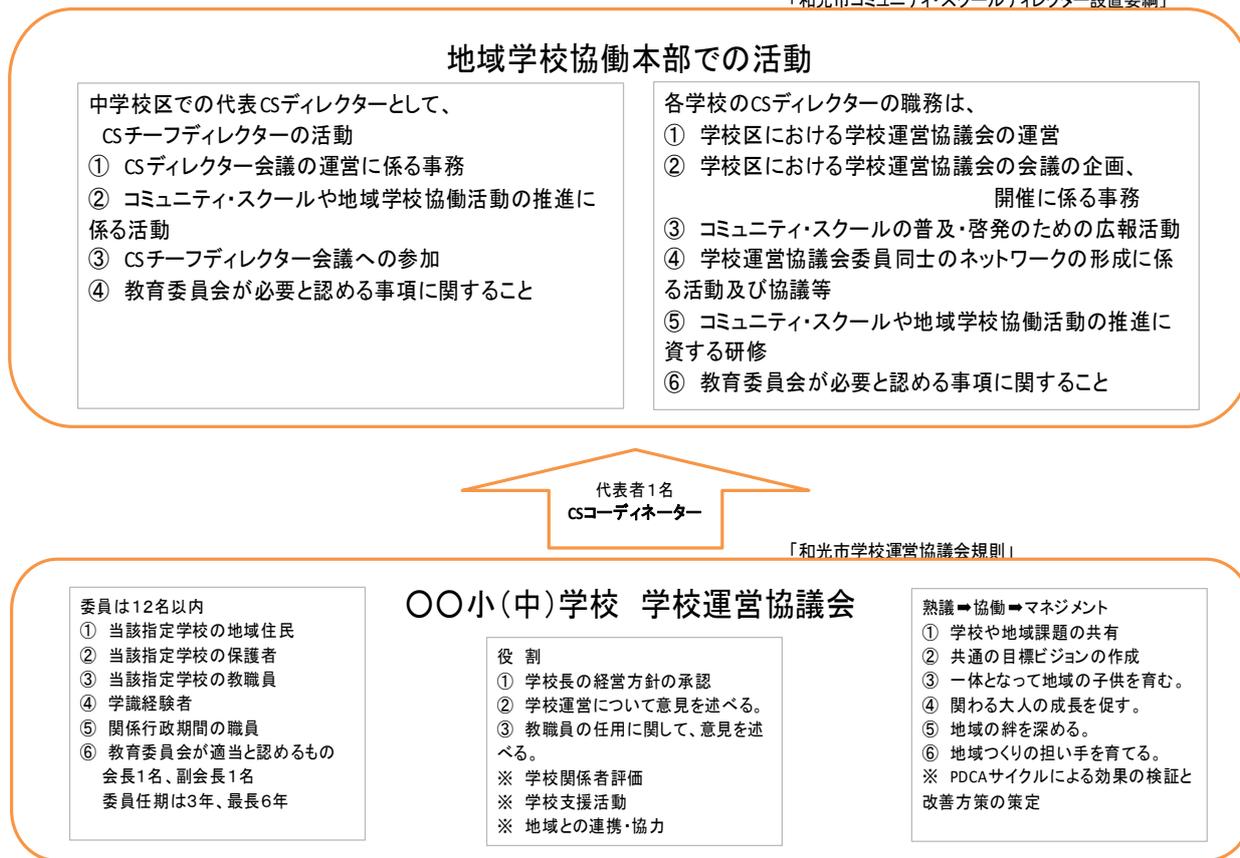
CS ディレクターは、これまで培った人脈等を生かすとともに、まず、所属学校支援のための情報の収集や連携・協働に係るアナウンス、関係者との情報共有や連絡・調整等の役割が求められる。各学校の学校運営協議会での熟議を踏まえ、地域との連携・協働の状況を的確に把握し、所属校のコミュニティ・スクールの充実が図られるよう努めることが重要である。

この際、その時代時代によって、学校と地域の連携の目指す姿は異なっていることや子育て世代は忙しく、社会教育事業への参加が難しい面が見られることから、子供を中心とした取組にしかけを創ることが地域の教育力向上や地域活性化に極めて重要であることを十分に理解しておかなければならない。

また、学校（という場）を核とした地域づくりの主な担い手は、学校や教員ではなく地域住民であることや、学校において実施されている企業等による体験学習は、地域住民の学びにも発展させることができることを踏まえ、学校応援団の情報を活用しながら、所属校の学校運営協議会のマネジメントサイクルを中心となって確立させることが重要である。学校と地域の情報をひとつにした「コミュニティ・スクールカレンダー」等、コミュニティ・スクールの取組を積極的に周知する活動にも取り組んでいく必要がある。

CS ディレクターは、各学校を代表し、地域学校協働本部での社会教育に係る活動に取り組むことから、地域学校協働本部での協議や取組について、各学校の運営協議会で報告し、中学校区の情報共有を進めるとともに、一方で、地域課題解決のための地域住民のネットワークづくりに取り組むことが重要である。【図5】

¹⁶ 「和光市コミュニティ・スクールディレクター設置要綱」第6条（和光市教育委員会）



(3) 地域学校協働本部の役割

令和2年4月1日に「和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱」が施行され、令和4年度より、地域学校協働本部の事務局が、坂下・南・中央の各公民館内に置かれる。地域学校協働本部は、地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）を行い、教育活動の充実を図るために設けられており、地域学校協働本部は、備えるべき機能として、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動が規定されている。構成員は、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、地域連携担当である。学校支援活動、家庭教育支援活動、放課後子供教室、地域活動等の事業に取り組み、地域学校協働活動を推進する役割を担っている。

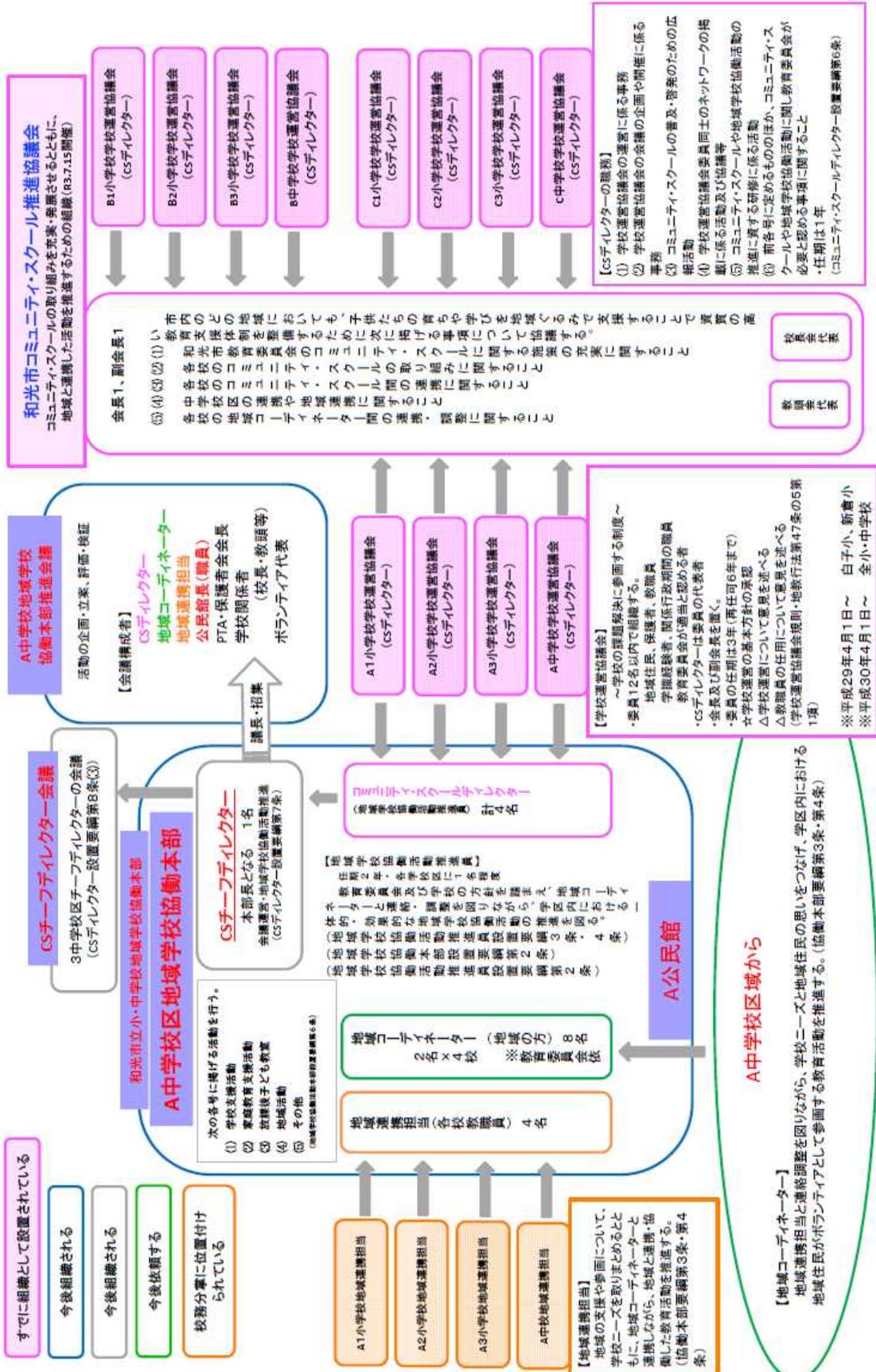
地域学校協働活動推進員は、社会教育法第9条の7第1項に基づき、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うことを目的とし、設置されているが、前述したように、和光市では、CSディレクターがその役割を担うこととなる。

地域学校協働活動は、主として、地域と学校が連携・協力した教育活動を想定しているが、地域学校協働活動推進員が社会教育法に位置付けられていることを考えると、広く社会教育推進の視点に立ち、和光市の社会教育の充実に向けた活動を進めることも重要である。

地域学校協働本部は、前述したCSディレクター（地域学校協働活動推進員）、地域連携担当（教職員）の他に、地域コーディネーターが置かれることとなる。【図6】

【図6】 令和4年度～和光市立小・中学校地域学校協働本部・コミュニティ・スクール推進協議会等のイメージ図

2021/12/17



この地域コーディネーターは、地域連携担当（教職員）と連絡調整を図りながら、学校ニーズと地域住民の思いをつなげ、学区内における地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進する¹⁷と規定されているが、地域のリーダーともいえるべき位置づけであり、CSディレクターと同等の専門技量も求められる。地域には、学校支援、地域づくりへの熱い思いを持った人がいる。依頼にあたっては、広い視野を持ち、登用することが望まれる。特に、これまで学校に関わりが少ない人の中にも、適任者が潜んでいることを考慮し、人選を進めていくことが大切であろう。地域の子供たちの育ちに地域が責任を持って関わっていく体制づくりに重要な人材である。

地域学校協働本部では、まず、各学校のコミュニティ・スクールに係る取組が集約され、リンクされる。学校に係る地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、内容が規定されている。この中で、「学校支援活動」「郷土学習」「放課後子供教室」などは主として小学校で実施され、中学校では、職業体験等キャリア教育や介護福祉等に係る活動が挙げられる。将来的には、中学校での部活動支援についても協議されるべきである。

小・中学校共通の活動としては、家庭教育支援が挙げられる。調査¹⁸によれば、「子育てについての悩みや不安の程度を感じる（「いつも感じる」と「たまに感じる」の合計）は、69.8%となっており、子育てに対する地域の支えの重要さは、「重要だと思う（「とても重要だと思う」と「やや重要だと思う」の合計）が70.0%となっている。両項目とも、特に、20～30代の女性でその割合が全体と比べ高くなっている。地域で子育てを支えるために重要なこと、子供を通じた地域とのつながり、子供を通じた保育所・幼稚園・学校との関わり等、これまでの地域による取組を踏まえ、家庭教育充実のための支援活動を検討することも重要である。

これらの活動を一層充実させるために、地域ボランティアの確保等も協議されていく必要がある。また、単独校では対応が難しい活動については、CSディレクターが地域学校協働本部での協議を踏まえ、近隣校や中学校区の運営協議会と連携し、地域学校協働活動のひとつとして学校支援の取組を具体化することも考えられる。

例えば、学期初めのあいさつ運動や児童生徒の安全な登下校等は、これまで、和光市心の教育推進協議会や自治会、地区社協等関係団体や警察の協力により全市で実施してきている。これらの活動について、地域学校協働本部が関わることにより、関係する団体がいっそう増えることとなり、団体間のつながりが生まれてくる。このことは、社会教育を推進する上で重要な「緩やかなネットワークづくり」のひとつとなり、地域住民同士のつながりの強化にもつながっていく。地域の人と子供が顔見知りとなることが、近年きかれる、子供に声をかけずらいといった地域の人と児童生徒の安全確保に係る課題解決にもつながっていく。前述した調査でも、地域で子育てを支えるために重要なことの一つとして、「子供の防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」は45.0%の高い回答率を示している。

学校が主体となって取り組むことが困難な、高齢化、福祉、防犯・防災等の地域課題については、地域学校協働本部で学校支援活動と切り分け、地域学校協働活動として対応することが重要である。地域学校協働本部では、これらの課題が提案されることがあり、協議が進められることも想定される。地域課題を把握する上では、大変貴重な機会であることから、拠点となる公民館の館長は地域学校協働本部の会議に参

¹⁷ 「これからの学校と地域」コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（文部科学省）

¹⁸ 「令和2年度『家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～』報告書」令和2年度 文部科学省委託調査 令和3年2月

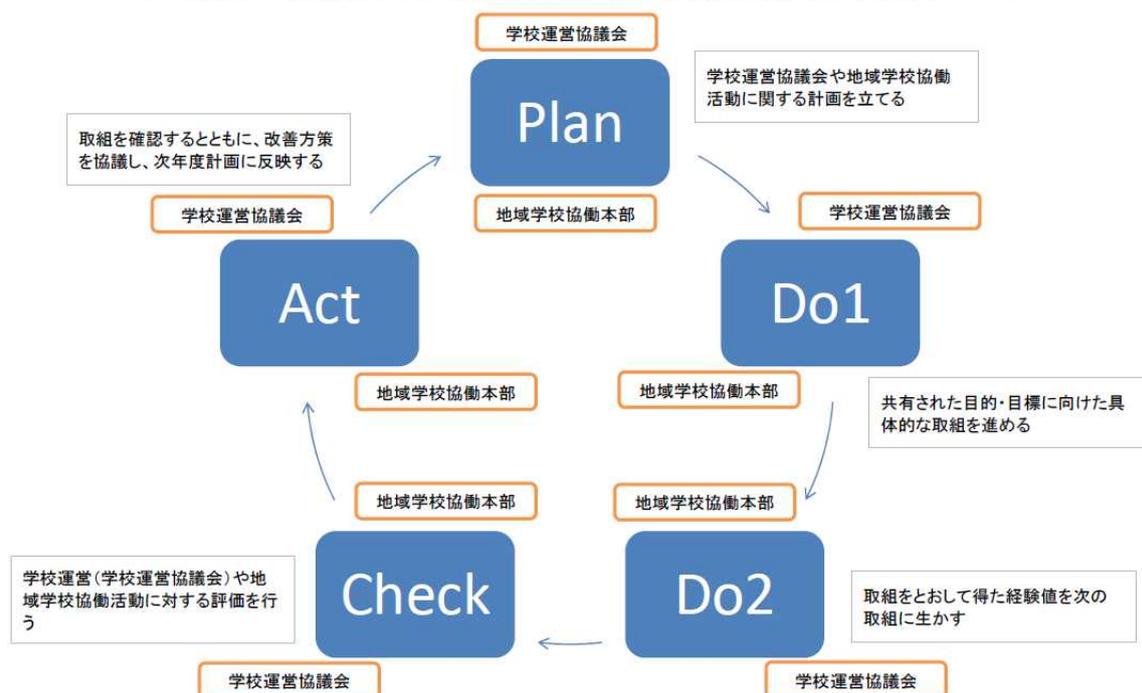
加し、近隣学校の状況とともに地域課題を把握し、事業計画に反映させていくことが公民館の課題解決にもつながり、人と人がつながり、地域づくりの拠点となる公民館の運営に資することとなる。

地域学校協働本部を持続可能な組織として強固に位置付けるには、年間の活動計画や課題解決のためのマニュアル、更に、新たな人材を確保するための人材バンクの作成も求められる。年に3回開催が計画されている地域学校協働活動推進会議にて、PDCA サイクルに基づいた運営を進めることが必要である。

なお、学校と地域、双方から見たPDCA（計画→実行→評価→改善）を踏まえ、取組を進めることが重要である。【図7】

【図7】
学校と地域、双方から見たPDCA（計画→実行→評価→改善）

効果的かつ継続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みづくり



第4節 家庭教育を支える社会教育

子供たちは私たちの未来でもあり、社会の宝ともいわれる。その子供を育てるという重要な仕事において、家庭の果たす役割は言うまでもなく大きい。幼稚園・学校・地域社会の中で子供は育っていくがその基盤は家庭教育である。だが、少子化が進みコミュニティのつながりが薄くなる中で、地域の教育力は脆弱になってきており、家庭に期待される教育力は以前よりさらに増している。つまり、子育ての責任は、かつてより重く家庭が担うことになっているともいえる。

一方で、経済の長い停滞や、コロナ禍のために社会構造や社会資源は急激に変化した。現在、子育て家庭の多くが乳幼児期から共働き世帯となり、ひとり親や、外国籍の家庭など、地域においても子供を育てる家庭は多様になってきている。子育て家庭の孤立、子供の貧困や児童虐待相談件数の増加、産後うつ等のメンタルヘルスの問題の増加など、子供をめぐる社会課題は広がり深刻である。それはすなわち、子供を育てる家庭が抱える課題が拡大し深刻化してきているということだ。

令和2年度に実施された文部科学省委託調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」からもその様子がうかがえる。地域で過ごす時間が減少し、地元でのつながりが薄くなっていること、そして子供と過ごす時間が減少している実態、また、子育てについての悩みを多くの親が感じており、仲間が欲しいと感じていること、あるいはしつけや子供との接しかたについて知りたいが家庭教育の情報が十分に得られない、という結果からそれらが見えてくる。

さて、和光市は、少子化が進む日本の中においても子育て世帯の占める割合が比較的多い自治体である。これから親になる世代の住民も多く住まう。共働き世帯も増えている。国の調査で報告される内容は、和光市の子育て世代の課題に全て当てはまる。そのような和光市の中で家庭教育支援という社会教育は必要なものである。

国の第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）では、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局との間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図ることとされた。

和光市においては、平成26年より、福祉部局によって「わこう版ネウボラ」が始まり、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が展開されてきている。その福祉部局の領域の内容をよく理解し、教育部局で行わなくてはならないものを見極め、さらに切れ目のない支援が展開されることにより、和光市の子育て家庭の教育力を支援することができるのではないか。

和光市において、「わこう版ネウボラ」と連携しつつカバーするものとして、教育部局が現状の事業を推進、あるいは見直して担うべき家庭教育支援の取り組みを次のように提言する。

- ① 親が子育て方法を学習することでの子育てスキル向上による家庭教育支援
- ② 親と子供が参加体験学習するワークショップ形式の地域のつながりをつくる
家庭教育支援
- ③ 主に学齢期以降の個別的な家庭教育支援の強化
例) アウトリーチや1対1での地域での家庭教育支援
- ④ 地域の教育力をゆるやかにつなぎ、家庭教育を支援するしくみづくり

以上の内容を具現化するために、内容を工夫した講座の開催、参加体験型の場づくり

が行えるファシリテーターのようなリーダー人材育成、他部局や他機関、NPO 等との連携による家庭教育支援の実現が望まれる。

例えば、公民館や図書館、学校等での子育て講座、子育て世代のつながりづくり、学びのきっかけづくりを図った企画などが具体的には考えられる。

特に、公民館は、「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の観点から、この取組を進めることが重要である。地域に眠る人材を掘り起こしながら、地域の教育力をゆるやかにつなぎ、家庭教育支援につなげる大きな役割が求められている。

地域には、しつけや子育ての悩みについて、話をきいたり、相談にのったりすることができる子育て経験を持つ多くの人材がいる。子育て講座への参加協力をとおして、公民館が、まず、これらの人材を掘り起こし、つないでいく。次に、自主サークル化を促していく。サークル構成員にとっては、学び直しの機会となり、子育て世代にとっては、気軽に相談等ができる場が身近にできることになる。新たな交流が生まれることにより、地域でのつながりづくりに発展していく。

公民館に置かれる地域学校協働本部では、公民館との連携のもと、このサークルを家庭教育支援を中心となって進める団体に育てていくことが必要であり、子育て支援ボランティアの募集等にも取り組み、将来は、学校との連携・協働に発展させ、学校の家庭教育支援につなげていく。

公民館は、サークル活動の状況を把握することとおして、子育て世代の状況を把握し、次の施策に反映させていくことができる。

加えて、市内の縦割りを超えた連携や、地縁団体、市民団体、NPO などの多様な主体と連携を行うことで、より効率的に効果的な家庭教育支援が展開される可能性もある。

また、主に学齢期以後の個別的な家庭教育支援の展開も検討するべきである。さらに、学びと活動の循環を意図し、家庭教育支援の中で学んだ人が時を経てアドバイザーとして活動できるような仕組みづくりを通して、親同士がつながり合い、親として成長する環境と、地域が家庭教育を支援する空気を醸成する取組も考えられる。

社会教育には、学習する機会や情報を提供することを通して、親も子供も地域も成長し、教育の基盤となる家庭教育を支えていく役割がある。

積極的に家庭教育支援のアプローチをすることは社会教育の立場からも必要であり、特に、子育て世帯の転入の多い和光市においては魅力のひとつになるともいえるだろう。

おわりに

平成18年に改正された教育基本法においては、生涯学習の理念が、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」(第3条)とされており、学校教育(第6条)、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、社会教育(第12条)、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)等について、教育の実施に関する基本が規定されている。

本答申では、和光市における社会教育の役割を

- (1) 和光市の社会全体をフィールドとした社会教育
- (2) つながっていく社会教育
- (3) 家庭教育を支える社会教育
- (4) 「攻め」の社会教育

の4点にまとめ、この役割を具体的に実現させていく際の3つのポイントを

- ① 持続可能な組織，継続的な仕組みづくり
- ② 多様な主体との情報の共有と連携・協働
- ③ 学びと活動の好循環を生み出す

と設定し、和光市教育振興基本計画の基本理念である「生涯にわたる自発的な学びと健やかな人生の実現を支援する教育」の実現に向け、具体的な提言を行っている。

本答申は、和光市の社会教育の役割を中心に述べてきたが、学校(学校教育)、家庭(家庭教育、幼児期の教育)、地域(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)の連携・協働が社会教育の推進に極めて重要であることを改めて確認することができた。

提言については、年度当初の事業計画等に反映させ、マネジメントサイクルにより具体的な取組の改善・充実につなげることが重要である。

特に、公民館や図書館の事業、生涯学習課、スポーツ青少年課事業について、また、地域学校協働本部の活動については、社会教育委員会議にて適宜、報告することを求めたい。

和光市の社会教育を更に充実させるためには、これまで以上に、最新の情報を的確に把握し、社会情勢の変化に弾力的に対応しつつ、事業に反映させていくことが望まれる。

本答申の内容が、和光市の社会教育の充実に資することを切に希望する。

答申作成委員名簿

【社会教育委員会議構成員】

議長…◎ 副議長…○

氏 名	所 属
原 浩 明	市内県立特別支援学校・高等学校
佐 野 一 機	市立小中学校長会
柳 下 和 弘	市内幼稚園
花 岡 里 恵 子	和光市文化団体連合会
村 山 喜 三 江	和光市体育協会
小見山 映 二	ボーイスカウト和光団
宮 本 康 治	和光市P T A・保護者会連合会
鈴 木 敬 一 郎	和光市地域青少年を育てる会連合会
宇 部 章 子	和光市民生委員児童委員協議会
伊 藤 芳 夫	和光市自治会連合会
○ 森 田 圭 子	わこう子育てネットワーク
山 崎 尚 子	学識経験者
◎ 久 米 隼	学識経験者
泉 素 子	公募による市民
中 川 淳 子	公募による市民

【専門部会構成員】

会長…◎ 副会長…○

氏 名	所 属
佐 野 一 機	市立小中学校長会
柳 下 和 弘	市内幼稚園
◎ 森 田 圭 子	わこう子育てネットワーク
○ 久 米 隼	学識経験者
中 川 淳 子	公募による市民

【答申作成経過】

日 程	内 容	概 要
令和3年7月28日	第1回社会教育委員会議	教育委員会より諮問、専門部員選出
8月26日	第1回専門部会	専門部会長、副会長選出 コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等に係る協議
9月30日	第2回専門部会	公民館・図書館の現状と課題に係る協議
10月27日	第3回専門部会	答申柱建て、役割分担に係る協議
12月15日	第4回専門部会	答申素案作成のための協議
令和4年1月13日	第2回社会教育委員会議	答申素案に係る協議
2月16日	第5回専門部会	答申案作成に係る協議
3月14日	第3回社会教育委員会議	教育委員会へ答申

資 料

- 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)
平成27年12月21日 中央教育審議会
- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)
平成27年12月21日 中央教育審議会
- 「みんなで育てる身近な図書館」を目指して
(第2次和光市図書館サービス計画 2018～2022)
平成30年3月 和光市図書館
- 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(答申)
平成30年12月21日 中央教育審議会
- 「これからの学校と地域」コミュニティ・スクールと地域学校協働活動
令和2年3月 文部科学省資料
- 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理
多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育
～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～
令和2年9月 中央教育審議会生涯学習分科会
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～ (答申)
令和3年1月26日 中央教育審議会
- 令和2年度文部科学省委託調査
令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究
～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」報告書
令和3年2月 株式会社インテージリサーチ
- 和光市教育に関するアンケート
令和3年2月 和光市教育委員会
- 和光市教育振興基本計画
～生涯にわたる自発的な学びと豊かで健やかな人生を支援する教育～
令和3年3月 和光市教育委員会
- 令和3年度和光の教育
令和3年4月 和光市教育委員会